

# 第6期 第4回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

日時：令和5年11月21日（火）午後6時30分～

開催方法：オンライン開催

## 次 第

### 1 こども青少年局長あいさつ

### 2 各部会からの報告

### 3 審議事項

(1) 令和4年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

(2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### 4 報告事項

(1) 保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」について

(2) 「よこはま子ども・若者相談室」の開設について

(3) その他

=====

資料1 第6期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿

資料2 第6期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 部会報告 子育て部会

資料5 部会報告 保育・教育部会

資料6 部会報告 放課後部会

資料7 部会報告 青少年部会

資料8-1 令和4年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

資料8-2 令和4年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

資料8-3 令和4年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案（主な事業・取組）

資料9 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について

資料10 保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」を開設しました【記者発表資料】

資料11 「よこはま子ども・若者相談室」の開設について【記者発表資料】

参考資料1 グループトーク「みんなで話そう、つながろう！横浜での子育て」

## 第6期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てっぺい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	○ あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	いけだ ひろひさ 池田 浩久	市民委員
4	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
5	うえおか ともこ 上岡 朋子	市民委員
6	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
7	◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美	恵泉女学園大学 学長
8	きん あき 金 明希	一般社団法人ラシク045
9	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
10	しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
11	たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
12	つとみ ひろし 津富 宏	静岡県立大学国際関係学部 教授
13	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
14	へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
15	ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
16	まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
17	みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
18	みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
19	やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

## 第6期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

◎：部会長 ○：職務代理者

(敬称略・50音順)

部会	氏名	所属・役職等	
子育て 部会	委員	うえおか ともこ 上岡 朋子	市民委員
		○ みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
		きん あき 金 明希	一般社団法人ラシク045
		たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
		◎ ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
		まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
		やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
保育・教育 部会	委員	◎ いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
	臨時 委員	おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
		さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
		てんみょう みほ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
		もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
		○ やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 准教授
放課後 部会	委員	○ あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
		◎ あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 名誉教授
		いけだ ひろひさ 池田 浩久	市民委員
		へんみ しんいち 辺見 伸一 ※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
	臨時 委員	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	国土舘大学文学部教育学科 教授
		えぐち かずよし 江口 和良	横浜市立小学校長会 副会長
		たかすぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 会計
		まつもと ゆたか 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		みやなが ちえこ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

◎：部会長 ○：職務代理者

(敬称略・50音順)

部会		氏名	所属・役職等
青少年 部会	委員	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長
		◎ つとみ ひろし 津富 宏	静岡県立大学国際関係学部 教授
		○ はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
		へんみ しんいち 辺見 伸一 ※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時 委員	しまだ のりたか 島田 徳隆	特定非営利活動法人アンガージュマン・よこすか 理事長
		ひらもり よしのり 平森 義教	横浜市立中学校校長会
		みわ のりえ 三輪 律江	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 教授
		やお さとし 矢尾 覚史	神奈川県弁護士会所属弁護士
		やなだ りえこ 梁田 理恵子	横浜市民生委員児童委員協議会 理事 中区民生委員児童委員協議会 会長
		よこた たかゆき 横田 孝行	横浜市立高等学校校長会

※で表示の委員については、複数部会へ所属

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

資料 2

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部 長	副局長(総務部長)	福 嶋 誠 也
	総務部担当部長	白 井 正 和
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	齋 藤 真 美 奈
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡 辺 将
	こども福祉保健部長	武 居 秀 顕
	こども福祉保健部担当部長	松 永 朋 美
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	青少年相談センター所長	小 栗 由 美
	放課後児童育成課長	佐 藤 治 憲
	保育・教育支援課長	大 槻 彰 良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野 澤 裕 美
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	石 田 登
	保育・教育認定課長	馬 淵 由 香
	保育対策課長	安 藤 敦 久
	保育対策課担当課長	大 島 範 子
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	安 達 友 彦
	こども家庭課長	藤 浪 博 子
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸 矢 崎 悦 子
	こどもの権利擁護課長	上 原 嘉 明
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	障害児福祉保健課長	高 島 友 子
中央児童相談所支援課担当課長	坂 清 隆	
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石 神 光	

事務担当

企画調整課長	柿 沼 千 尋
企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
企画調整課担当係長	生 野 元 康

## ○横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

# 令和5年度 子ども・子育て会議部会報告書

(期間) 令和5年7月15日～令和5年10月31日

資料4  
子育て部会

## 1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和5年10月17日 17:30～19:30	Ⅰ 審議事項 (1)横浜市子ども・子育て支援事業計画」における令和4年度点検・評価について

1

## 2. 主な報告事項

第2回	
審議事項	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画」における令和4年度点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<p>基本施策4 障害児への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上について、親のニーズに強く目を向けることなく、本人からの丁寧な聞き取りと本人の意思の尊重をお願いしたい。</li><li>・発達障害について支援事業とその利用に関する情報が一つにまとまったものがあるとよい。</li><li>・セイフティーネットプロジェクト横浜における災害時に配慮が必要な人が黄色いバンダナを着用し、支援ができるひとが緑色のバンダナを着用する取組の周知・啓発を進めてほしい。</li></ul> <p>基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・思春期保健指導事業の赤ちゃんふれあい体験は有効性が高く、実際に参加した学生からも好評であり、継続してほしい。</li></ul> <p>基本施策6 地域における子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子育て支援者事業は地区センターなど身近な場所で開催され、「育児を行う上で支えとなっている。」という声が多く、引き続きお願いしたい。</li></ul>

2

## 第2回

### 主な意見

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援配偶者等からの暴力への対応と未然防止  
・母子生活支援施設の評価について単に居所を提供したということではなく、運営における様々な機能などを含めた評価にするべき。

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実  
・基本施策8の評価全般における意見として、虐待の発見や見守りの強化だけでなく、その後の里親や施設入所についても評価するべき。  
・区役所における人材育成は、児童相談所が虐待を先駆的に担ってきた経緯に着目し、区役所と児童相談所の人事交流度合いを評価の視点に含めるべき。

基本施策9 ワークライフバランスと子ども青少年を大切にする地域づくりの推進  
・結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供について、こうした結婚応援事業は民間企業が実施している印象が強いが、一人あたりの事業費を考慮すると、行政が実施する必要性や意義に疑問を感じる。  
・ワークライフバランスについて横浜市は男性・父親を対象とした事業を行っており、企業サイドもさらに普及に努めなければならないと感じる。  
・市内事業所における男性の育児休業取得率だけでなくその取得期間についても指標として、男性の長期的な休業の取得を促進してほしい。

# 令和5年度 子ども・子育て会議部会報告書

資料5

保育・教育部会

(期間) 令和5年7月15日～令和5年10月31日

## 1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第5回	令和5年8月4日 18:00～19:45	1 審議事項 (1) 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査について (2) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について
第6回	令和5年9月4日 18:15～20:40	1 審議事項 (1) 子ども・子育て支援事業計画の点検評価について (2) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

1

## 2. 主な報告事項

第5回 (令和5年8月4日)	
審議事項	(1) 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査について
報告内容	審議の結果、3法人3件を新規事業者として承認した。
主な意見	・ 2歳児クラスの見学・保育体験について、近隣の保育所だけでなく認定こども園でも実施するとよいのではないかと。 ・ 2歳児の指導計画について、養護の記述が不足している園があり、サポートが必要。
審議事項	(2) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1法人1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第6期横浜市子ども子育て会議第5回保育・教育部会の審議結果

2

第6回（令和5年9月4日）

審議事項	(1)子ども・子育て支援事業計画の点検評価について
報告内容	事務局案の説明があり、文言について一部修正することとし、内容について承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「これまでの主な取組」と「今後の取組の方向性」について、指標の進捗及び点検・評価案を踏まえて見直してほしい。</li> <li>・休日一時保育について、事業者から「休日一時のニーズは、そこまで高くない」とあるが、利用者からのニーズはあると思われるので、文言を修正してほしい。また、一定のニーズはあると思われるので、ニーズ調査でしっかり把握してほしい。</li> </ul>
審議事項	(2)保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
報告内容	審議の結果、付議された3法人3件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】第6期横浜市子ども子育て会議第6回保育・教育部会の審議結果

第6期横浜市子ども・子育て会議 第5回保育・教育部会の審議結果

令和5年8月4日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査について

審議の結果、3法人3件を新規事業者として承認しました。

	所在区	施設名	法人名	受入れ枠	事業開始日(予定)
1	神奈川区	ニューライフ幼稚園	学校法人 ニューライフ学園	8人	令和6年4月1日
2	保土ヶ谷区	仲よし幼稚園	学校法人田口学園	12人	令和6年4月1日
3	都筑区	荏田南幼稚園	学校法人田園学園	8人	令和6年4月1日

(2) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された1法人1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	旭	横浜三輪こども園	(学)三輪学園	119	令和7年4月1日

第6期横浜市子ども・子育て会議 第6回保育・教育部会の審議結果

令和5年9月4日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 子ども・子育て支援事業計画の点検評価について

審議の結果、部会の意見として文言を一部修正することとし、原案の通り採択することを承認しました。

(2) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

審議の結果、付議された3法人3件を認可対象とすることを承認しました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	保土ケ谷	幼保連携型認定こども園 和田愛児園	(福)ピアッツァ	141	令和6年4月1日
2	保土ケ谷	幼保連携型認定こども園あ かいとりこども園	(福)赤い鳥保育会	125	令和6年4月1日
3	港北	横浜りとりばんぷきんず	(福)清香会	105	令和6年4月1日

# 令和5年度 子ども・子育て会議部会報告書

(期間) 令和5年7月15日～令和5年10月31日

資料6

放課後部会

## 1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和5年9月22日 18:30～19:20	1 審議事項 (1)第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1

## 2. 主な報告事項

第2回	
審議事項	(1)第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承された。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者から放課後キッズクラブの開所時間が8時30分の時は非常に不便だという声をもらっていたが、8時になってから、とても助かったという声をもらえた。</li><li>・放課後キッズクラブの開所時間が8時になったことは、とてもいい成果になっている一方で、近くにおいて放課後キッズクラブが大変だったことも感じた。</li><li>・研修の参加率が95%は素晴らしいと感じた。このようなアウトカムを出していただくと助かる。</li><li>・計画策定時とかなり状況が変わる中で、この状況の違いを踏まえた上での評価としては、おおむね妥当ではないか。</li><li>・プレイパーク事業の子どもの感想が非常にリアルに出ていてほっとした。</li></ul>

2

# 令和5年度 子ども・子育て会議部会報告書

(期間) 令和5年7月15日～令和5年10月31日

資料7

青少年部会

## 1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和5年10月12日 10:00～12:00	1 審議事項 (1)令和4年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (2)青少年の地域活動拠点づくり事業の効果的実施に向けた検討について 2 報告事項 (1)「よこはま子ども・若者相談室」の開設について

1

## 2. 主な報告事項

第2回	
審議事項	(1)令和4年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承された。
主な意見	・基本施策3の指標の進捗について、改善がみられた人数だけでなく、割合も大事な指標である。 ・寄り添い型生活支援事業について、生活習慣の改善というのは、保護者の影響によるものもあることを踏まえて取り組む必要がある。また、関係機関との連携も重要だと考えている。
審議事項	(2)青少年の地域活動拠点づくり事業の効果的実施に向けた検討について
報告内容	議題について説明を受け、内容について意見交換を行った。
主な意見	・設置場所の案内表示や施設の特徴などが分かる広報等を充実させる必要がある。 ・限りある資源を有効活用していくため、地域や関係団体などと連携を進める必要がある。 ・研修やケーススタディ等、スタッフのスキルアップに対して支援していくことが重要である。

2

## 第2回

報告事項	(1) 「よこはま子ども・若者相談室」の開設について
報告内容	事務局から、内容について報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・この取り組みの広報を充実させてほしい。</li><li>・今後、相談内容を分析し、さらなる施策に反映させることができるとよい。</li></ul>

# 令和 4 年度 第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について

## 1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 2～6 年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。



## 2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

1

## 3 点検・評価の方法

### (1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○**進捗状況**：各施策における指標、主要事業・取組について、目標値・想定事業量に対する進捗状況を 4 段階で評価します。

※コロナ禍による事業の中止・縮小などの状況等を踏まえて総合的に評価

A：計画以上に進んでいる	B：計画どおりに進んでいる
C：計画より若干遅れている	D：計画より大幅に遅れている

○**有効性**：各施策の主要事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
B：市民生活等を向上させることができた
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

### (2) 今後の展開の評価

施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主要事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

2

## 4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。  
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び4の一部、基本施策5～9
保育・教育部会	基本施策1及び4の一部
放課後部会	基本施策2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び3

3

### 【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※1	○※2		
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

- ※1 病児保育                      ※2 保育・教育全般  
 ※3 放課後施策、プレイパーク    ※4 放課後施策、プレイパーク除く  
 ※5 障害児施策全般                ※6 障害児保育・教育

4

## 5 各施策における「指標」の進捗状況

A	B	C	D	計
1	7	7	2	17
6%	41%	41%	12%	

※基本施策6「地域での子育て支援の場を利用している親子の割合」は含んでいません。

### 【指標一覧】

基本 施策	指標 番号	指標	目標値 (令和6年度)	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)	令和4年度 進捗状況
1	1	保育所待機児童数	0人 【毎年4月】	10人 【令和5年4月】	C
	2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	51% (累計)	34% (累計)	B
2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	100% 【毎年度】	95.2%	B
	4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	692,323人/年	500,142人/年	C
3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,800人/年	1,703人/年	C
	6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	1,547人 (累計)	901人 (累計)	C

5

## 5 各施策における「指標」の進捗状況

基本 施策	指標 番号	指標	目標値 (令和6年度)	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)	令和4年度 進捗状況
4	7	地域療育センターの初診待機期間	2.6か月	5.4か月	D
	8	児童発達支援事業の延べ利用者数 (地域療育センター含む)	474,000人/年	404,896人/年	B
	9	放課後等デイサービスの延べ利用者数	1,627,800人/年	1,258,671人/年	B
5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	98.7%	99.1%	A
	11	産婦健康診査の受診率	89.0%	86.1%	B
6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	50.0% 【令和5年度】	-	-
7	13	支援により就労に至ったひとり親の数	1,800人 (5か年)	888人 (3か年) (令和4年度323人)	C
	14	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	6,000人/年	5,648人/年	B
8	15	虐待死の根絶	0人 【毎年度】	4人/年	D
	16	里親等への新規委託児童数	170人 (5か年)	100人 (3か年) (令和4年度43人)	C

6

## 5 各施策における「指標」の進捗状況

基本 施策	指標 番号	指標	目標値 (令和6年度)	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)	令和4年度 進捗状況
9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	1,200事業所 (5か年)	635事業所(3か年) (令和4年度231事業所)	B
	18	市内事業所における男性の育児休業取得率	27%	15.7% (隔年実施のため、 令和3年度実績値)	C

## 6 各施策における「主な事業・取組」の進捗状況及び有効性

### 【進捗状況】

A	B	C	D	計
10	85	13	2	110
9%	77%	12%	2%	

### 【有効性】

A	B	C	D	計
34	76	0	0	110
31%	69%	0%	0%	

## 【基本施策 1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

## &lt;これまでの主な取組&gt;

1	増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、新たに1,322人分の受入枠を確保しました。 インスタグラム等のSNSを活用し、横浜で保育士として働く魅力・就職相談会の案内・園情報の発信等を行うなど、保育士確保に取り組みました。
2	横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」のポイントを分かりやすく伝えるためのPR動画を作成し、動画配信サービスで配信しました。 また、区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフへの周知を通じて、子育て家庭に宣言の内容を周知しました。 55園が園内研修リーダー育成研修を受講し、受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表しました。
3	幼保小職員が、子どもの育ちや学びについて共通の視点を持ち対話できるよう、架け橋プログラムリーフレット『Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ』を作成しました。 また、「探究心を育む『遊び』研究会」を立ち上げ、子どもの主体性や探究心を育む実践研究を推進するとともに、その成果を広く発信しました。
4	理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて34施設で事業を実施し、利用者は88,916人（前年度より19,891人増加）でした。 また、一時預かりの予約システムの改修を重ね、利用者の利便性向上に努めました。
5	病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後見保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。
6	保育所等における医療的ケア児の受入れを推進するため、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として、新たに12園認定しました。

## &lt;指標の進捗（取組による成果）&gt;

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	保育所待機児童数	46人 【H31年4月】	0人 【毎年4月】	10人 【R5年4月】	C	保育対策課
2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)	34%(累計)	B	保育・教育支援課

## &lt;今後の取組の方向性&gt;

1	待機児童解消に向け、既存施設においては保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助も新設します。 また、中規模改修費用補助を18箇所に行います。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。 さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
2	就職面接会等については、PRの強化や開催場所の工夫により参加者の増加を目指します。また、保育士の採用定着に課題を抱える園への支援として、効果的な採用策の研修を実施し、その中でコンサルタント派遣についても改めてPRします。 依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舎借上げ支援事業等を実施するとともに、潜在保育士等がかながわ保育士・保育所支援センターを通じて市内保育所等に就職した場合、一人5万円を新たに支給します。 また、保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマに研修を実施するなど、保育者確保の採用・定着に係る取組の充実を図ります。
3	「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。 また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。

4	<p>特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。なお、一時預かり事業においては、低年齢児の預かりに対する補助の拡充を行い、受入枠の拡大を目指します。</p> <p>新たに、赤ちゃんが生まれた世帯に一時預かりを無料で利用できるクーポン（はじめてのおあずかり券）を配布し、子育ての負担感を軽減します。また、年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を新たに実施します。</p>
5	<p>医療的ケア児サポート保育園を拡充するなどにより、医療的ケア児の受入れ園を増やしていきます。</p> <p>また、看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。</p>

**【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進**

<これまでの主な取組>

1	放課後キッズクラブでは、土曜を除く学校休業日の開所時間を8時30分から8時への前倒しを行ったほか、医療的ケア児の受け入れのための看護師等の配置を行った場合の補助メニューを設けるなど、質の向上に努めました。
2	放課後児童健全育成事業の質の向上を図るため、職員向け研修のオンラインやオンデマンド化による受講機会の拡充や、運営主体向け研修の実施等により、人材育成の推進を図りました。
3	青少年の健全育成のため、感染症予防対策を講じた上で、青少年関係施設の運営や事業を実施し、コロナ禍においても青少年の交流や体験活動の機会を提供しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止策に伴う利用制限や、設備等改修に伴う休館・一部休業があったことから、目標を下回りました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%	100% 【毎年度】	95.2%	B	放課後児童育成課
2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年	500,142人/年	C	青少年育成課

<今後の取組の方向性>

1	放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブ事業では、医療的ケア児を受入れるための看護師を配置した場合の支援を拡充します。また、放課後児童クラブ事業では、受入れに係る施設改修の補助を新たに行います。事業者への支援として、人材確保及び人材育成の支援を引き続き行い、事業の質の向上に取り組みます。また、デジタル化を推進し、クラブと区局等との連携及び将来的な事務負担軽減を図ります。さらに、事業の充実に向け利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めます。
2	引き続き、プレイパークの開催を支援することで、子どもたちの放課後の居場所を充実させていくとともに、より豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域や活動団体との協働による子ども・青少年の健全育成を図っていきます。
3	引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。また、プログラムの充実を図るとともに、広報等に力を入れることで、体験活動の参加者数の増に繋がります。青少年の地域活動拠点づくり事業の効果的な実施については、青少年部会でのご意見及び青少年や保護者の意見聴取等を踏まえ、検討していきます。高校生世代の居場所や相談先を見つける横浜市情報サイト「ふぁんみっけ」のさらなる周知を図るため、SNS等を活用した広報を行います。

**【基本施策3】若者の自立支援施策の充実**

<これまでの主な取組>

1	<p>若者自立支援機関等（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾）における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組みました。</p> <p>また、コロナ禍においても、困難を抱える若者や家族への支援が途切れることがないようにメール相談やオンラインを活用した居場所の提供などを行いました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響で利用を控えていた方がつながり始めたことにより新規利用者が増加しました。一方で、困難度の高い利用者も増加し、支援が長期化する傾向にあります。その中には、連絡に応じなくなり利用を中断してしまうなど、支援機関から離れてしまう人が増えているため、改善がみられた人数が目標には届きませんでした。</p>
2	<p>生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、18区21か所（うち令和4年度拡充か所数：1か所）で実施しました。</p> <p>令和3年度末から令和4年度初めにかけて受託事業者が変わる区が複数区あり、まずは、信頼関係を築くところから始めたため、居場所としての定期的な利用や基本的な生活習慣の定着まで至らない児童が出てきてしまったことにより、改善がみられた人数が目標には届きませんでした。</p> <p>また、高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の実施など、将来の自立に向けた基盤づくりを進めるほか、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施しました。</p>

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年	1,703人/年	C	青少年育成課
2	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,547人(累計)	901人(累計)	C	青少年育成課

<今後の取組の方向性>

1	<p>困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。音信不通状態になる（支援が届かなくなってしまう）前に、適切な支援機関などに引継ぎを行うことができるよう、より早い段階での見立てや各関係機関との連携を強化していくことで、支援機関から離れてしまう人を減らすことを目指します。</p> <p>あわせて、地域の企業・団体等と連携し、社会体験・就労体験先を増やします。体験先等の開拓により、若者の体験の幅が広がり、社会参加に向けて意欲の向上を図るとともに、企業・団体等が困難を抱える若者への理解を深めることで継続して参加しやすい環境を整えます。</p>
2	<p>来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談事業を、新たに実施します。</p>
3	<p>寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が生活習慣の習得ができるよう、実施箇所数を増やすなど事業を拡充します。</p> <p>また、事業者に向けた支援スキルの向上や支援内容の標準化を目的とした研修を実施することで支援の効果を上げるとともに、送迎や体験活動を充実させることで利用の継続率を上げていく取組を実施します。</p>

【基本施策4】障害児への支援の充実

<これまでの主な取組>

1	地域療育センターにおいては、発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申し込みから初診までの期間が長期化していたため、地域療育センターと連携してあり方検討の場を設置し、利用の流れを見直すなど初期支援のあり方を協議しました。
2	療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は232か所、放課後等デイサービス事業所は470か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。 また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
3	医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を市内6区（鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区）に配置、令和5年度に向け、コーディネーターを4人追加で養成しました。 また、医療的ケアや教育・福祉制度等への理解を図り、より質の高いサービス提供、円滑な情報共有、支援の連携等、医療的ケア児・者等の受け入れ体制の充実を実現する「支援者養成研修」や過去に育成したコーディネーターや支援者に対して、フォローアップ研修及び見学実習を実施しました。
4	横浜市障害施策推進会議の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討員会で、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について、検討を行いました。
5	メディカルショートステイ事業の推進について、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を開催し、情報共有や意見交換を行いました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月	5.4か月	D	障害児福祉保健課
2	児童発達支援事業の延べ利用者数（地域療育センター含む）	245,283人/年	474,000人/年	404,896人/年	B	障害児福祉保健課
3	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,627,800人/年	1,258,671人/年	B	障害児福祉保健課

<今後の取組の方向性>

1	地域療育センターでは、これまでは初診後にサービス開始としていましたが、診察前であっても発達障害児や保護者を速やかに支援するため、令和4年度までに実施したあり方検討の議論を踏まえ、利用申込後概ね2週間以内に利用面接（初回面接）を行い、必要なサービスの提供を早期に開始できるように見直しました。 ソーシャルワーカー等を増員して速やかに「初回面接」を行うとともに、令和5年度より開始したひろば事業に取り組んでいきます。
2	障害児相談支援事業所は、実施している事業所が少ない状況にあるため、引き続き、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう取組を進めていきます。
3	量の拡大が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、事業所に対する研修を実施するなど、支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。
4	引き続き、横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成し、関係機関の連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受け入れ体制の充実を目指します。
5	学齢後期障害児支援事業については、新たな4か所目の施設を開設することにより、さらに充実した支援に取り組めます。

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<これまでの主な取組>

1	母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実しました。 また、妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握することで、切れ目のない支援を行いました。
2	特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施など、治療にかかる経済的負担を軽減しました。 また、電話相談、ピアサポート事業を開始し、気軽に相談できる環境の整備を行いました。 しかし令和4年度から特定不妊治療の保険適用が変更になったことから相談件数は、大幅に落ち込んでいます。
3	オンラインによる保健指導や安心して受診できる乳幼児健診の実施など、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦に寄り添った支援と、感染予防に向けた環境整備に引き続き取り組みました。
4	「にんしんSOSヨコハマ」の運営、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応しました。 また、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施しました。
5	小児医療費助成事業について、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金撤廃の実施に向け令和5年度予算を計上しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%	99.1%	A	地域子育て支援課
2	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%	86.1%	B	地域子育て支援課

<今後の取組の方向性>

1	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援として、母子保健コーディネーターを17名増員し、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や対面での相談に応じる体制を充実します。 また、事業の実施効果等のため、実態調査を実施します。
2	心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。 育児支援家庭訪問事業は、令和3年度より、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭に対象を拡大しており、育児不安の解消や育児手技の獲得を通じて、安定した子育てができるよう取り組みます。
3	予期せぬ妊娠など、妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」について、電話やメールに加えSNSを活用し、相談支援を充実します。
4	新たに出産費用の実態を把握するため、市内の産科医療機関を対象に、出産費用の内訳等について調査するとともに、市内の子育て世帯向けに、妊娠・出産に伴う経済的負担感や支援ニーズに関するアンケート実施します。
5	新たに妊産婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において、必要となる支援について、関係区局と連携し、災害時においても安心して過ごせるよう検討を進めます。

**【基本施策6】地域における子育て支援の充実**

<これまでの主な取組>

1	「地域子育て支援拠点事業」を全区実施するとともに、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「拠点サテライト」を7区（鶴見区・神奈川区・旭区・港北区・青葉区・都筑区・戸塚区）で実施しました。 また、令和5年3月に8か所目となる拠点サテライトを保土ヶ谷区に整備しました。
2	地域子育て支援拠点において、オンラインを活用した支援により、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容を充実しました。
3	親と子のつどいの広場は、令和4年12月に3か所新規開設し、地域の親子の居場所の充実を図りました。 また、オンラインを活用した講座を行うなど、来所しづらい親子に向けた支援を実施しました。
4	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内73か所で実施し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。
5	子育て支援者事業は、地区センターなどの身近な市民利用施設などで養育者の交流や子育て相談を市内176会場で実施しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50.0% 【R5年度】	-	-	地域子育て支援課

<今後の取組の方向性>

1	緑区に地域子育て支援拠点サテライトを設置するほか、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに1か所（計4か所）実施します。 また、保土ヶ谷区の拠点サテライトに「横浜子育てパートナー」を配置（累計26か所）し、家庭の状況に応じ、適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業の利用につなげます。
2	地域子育て支援拠点関係システムの構築を行い、各種手続きをオンラインで実施できるようにするなど利用者の利便性向上と事業者の事務負担軽減による市民サービスの向上を図ります。（令和6年4月～運用開始）
3	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場の拡充に向けて、各園に事業の目的や実施内容等の周知を行い、新規開設や非常設から常設への転換を促進していきます。 また、安定的な事業継続のため、週3日以上開設する常設園に対し、運営補助の拡充及び有資格者加算を新設します。
4	横浜子育てサポートシステム事業の利用促進のため、利用料を改定するとともに、新たに提供会員への補助を行います。 併せて、令和5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、満2歳まで使用できる8時間分の無料クーポン（子サポdeあずかりおためし券）を配付します。

**【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止**

<これまでの主な取組>

1	ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援しました。 令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化、及びその回復途上にあり、自立支援教育訓練給付金等の利用による資格取得に向けた修業者は大幅に増加しましたが、就労者数の累計は、指標値の3か年分に相当する数値を下回りました。
2	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施しました。
3	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備するため、令和4年度から新たに、ひとり親家庭及び市民税非課税世帯を対象に横浜子育てサポートシステム事業の利用料減免を行いました。
4	母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援において、相談助言、その他必要な支援を行う職員を雇用している施設に対して補助しました。
5	DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが一体的に「DV相談支援センター」の機能を果たし、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を実施しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	1,800人 (5か年)	888人(3か年) (R4年度323人)	C	こども家庭課
2	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	5,648人/年	B	こども家庭課

<今後の取組の方向性>

1	ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金(※)の支給上限額を年20万円から40万円に引き上げます。 ※介護ヘルパー等の一般教育訓練や看護師等の専門実践教育訓練の対象を受講する場合の費用の一部を支給 今後、資格取得に向けた修業の修了者が増加していくことが見込まれますが、「ひとり親サポートよこはま」を通して、修了者の就職活動を支援するとともに、ひとり親家庭の親の積極的な採用を企業に働きかけ、就職者数の増加に向けて取り組みます。
2	思春期・接続期支援事業は、利用者の定員を80名から100名に増員し、子への学習支援と親への相談支援を拡充します。
3	若年女性相談支援モデル事業として、公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。
4	DV被害者支援の一環として、Web等を活用するなど様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助金を増額します。

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<これまでの主な取組>

1	区子ども家庭支援課に、児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」機能を全区に整備し、要保護児童等への支援の強化や、子どもや家庭からの様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」を実施しました。
2	令和3年10月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正により明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、啓発動画を作成し、SNSや公共交通機関での活用により、広報・啓発を行いました。
3	増加する児童虐待対応と支援強化のため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手しました。また、新たな児童相談所の開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置し、児童虐待への迅速な対応を図りました。
4	里親制度が広く市民に理解され広まるよう、SNS等を活用し制度の認知度向上に取り組みました。また、里親活動に関心のある方を対象とした制度説明会や講演会を開催するとともに、里親申請者に対する研修の受入人数を増やし、より多くの子どもを里親家庭に迎えられよう、里親の確保に取り組みました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	虐待死の根絶	0人	0人 【毎年度】	4	D	こどもの権利擁護課
2	里親等への新規委託児童数	32人/年	170人 (5か年)	100人(3か年) (R4年度43人)	C	こどもの権利擁護課

<今後の取組の方向性>

1	改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の設置に向け、区子ども家庭支援課において、さらなる相談支援機能の強化を図るための検討を進めます。
2	児童虐待の発生防止・早期発見・早期対応のため、地域の民生委員・児童委員等を対象に「児童虐待防止サポーター養成講座」を開催し、地域における見守り体制を充実します。
3	児童相談所業務において、電話相談へのAI文字起こしシステムの導入やWeb会議環境の整備など、迅速な対応の強化や業務の効率化等に取り組みます。
4	児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上をはかるため、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。また、南部児童相談所の再整備を進めます。
5	近年、これまで取り組んできた里親制度の広報啓発や、児童相談所による里親委託推進の取り組みの成果が見え始め、新規里親登録数は増加傾向にあります。里親委託をさらに推進するため、令和5年9月から里親フォスティング事業を民間委託し、新たに里親の積極的なリクルート等を行うことで、里親の担い手を増やしていきます。
6	児童虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例については、外部委員による検証委員会で再発防止策について検証していきます。引き続き、虐待死の根絶を目指し、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化していきます。

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

<これまでの主な取組>

1	誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内中小企業を「よこはまグッドバランス賞」として認定しました。また、よこはまグッドバランス賞認定・表彰式において、企業の経営者を対象に、「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司」をテーマとした講演を実施しました。
2	父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設において父親育児支援講座を開催するとともに、気軽に参加できるよう家族で賑わう商業施設においても講座を開催しました。
3	子どもを大切にする社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）について、地域子育て支援拠点と連携し、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行いました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,200事業所 (5か年)	635事業所 (3か年) <small>(R4年度231事業所)</small>	B	政策局男女共同 参画推進課
2	市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2% 【平成29年 度】	27%	15.7% <small>(隔年実施のため R3実績値)</small>	C	政策局男女共同 参画推進課

<今後の取組の方向性>

1	経営層の多くを占める男性を対象として、男性の育児休業取得の意義を伝える意識啓発を行います。よこはまグッドバランス企業認定事業を通して、本計画及び当該目標について市内企業へ周知を行うほか、長時間労働の是正、多様な働き方や、育休取得に関する理解促進に向けた取組を推進します。
2	父親育児支援講座について、地域ケアプラザ等の身近なに加えて、市内企業においても開催します。また、啓発冊子やウェブサイト(ヨコハマダディ)による父親向け育児支援の情報発信を行います。
3	ハマハグの協賛店舗の増に向け、引き続き、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組めます。
4	社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、引き続きワーク・ライフ・バランス推進に関する普及・啓発等に取り組めます。

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	1		保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	-	21,462人/年	B	・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビーシッターに勤務する職員等を対象として研修を実施した。 ・局研修実施にあたっては、コロナ禍であったため、集合型とオンライン(Zoom、動画配信)を併用し、計画どおり実施、前年度に比べて参加者が増加した(参加者:R3 9,769人→R4 10,167人)。 ・区連携研修は、コロナ禍前に行っていた大規模な会場開催に変わって、オンラインでも開催されるようになり、前年度に比べ、研修実施回数及び参加者数は、増加した(参加者:R3 9,176人→R4 11,295人)。	99,860千円	89,686千円	A	・研修参加者からは、「子どもの姿を語り合う関係性」や「子ども主体の保育」の重要性がわかった、研修受講が子ども中心の保育実践につながっている、オンライン研修に慣れて参加しやすくなった、園内研修として活用している、という意見が寄せられた。 (研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
2	1		「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	-	19事例(3か年) (R4年度9事例)	B	・園内研修リーダー育成研修受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表した。 ・保育実践研究会の中で5園の取組事例を公表した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するため15秒のPR動画を作成し、動画配信サービスで配信した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するため区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフに周知し、利用する保護者に対し、宣言の内容についても伝えられるよう呼び掛けた。	2,304千円	1,791千円	A	・園内研修リーダー育成研修参加者からは、園内研修は少人数でもできること、自分の園の子どもの姿を語り合うことが学びになることを知り、気軽に園内研修を実施するきっかけになった、という意見が寄せられた。 ・宣言研修修了者からは、自分の園でも子どもの姿を通して日々の保育を振り返り、保育を充実させたい、楽しみたいという前向きな感想が多かった。 (研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
3	1		園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	-	①95園(累計) ②409園(累計)	B	①園内研修の実施に向けた施設長研修を、園内研修リーダー育成研修と同時に開催した。保育士と施設長が同じ内容を共有することで、実践につながりやすくなった。 ②園内研修・研究サポーターを新設園等37園に派遣した。	12,557千円	6,708千円	A	・「子どもたちと楽しいと思えるのは、環境が大きい。環境整備を整えていける立場なので、頑張っただけでいい」「園内研修は色々な形での取組が可能なので、その中で当園にあった活動を見つけて実践していきたい」という感想があった。(研修実施後のアンケートより) ・「園内研修をこれまでやってこなかったが、今年度、研修するきっかけを作ってもらい良い機会になった」「園内研修が保育の質の向上に効果的であると感じた」「職員の人材育成となった」などの意見があった。(園内研修・研究サポーターのヒヤリングより)	推進	保育・教育支援課
4	1		食育研修会の実施	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・市立保育所、民間保育所、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に勤務する栄養士、調理担当者から食育に関する研修会の企画・運営に興味のある方をスタッフとして募集した。 ・スタッフと協議し、「子ども主体の保育における食育のあり方について」をテーマとした研修を実施した。新型コロナウイルスの感染対策のため、集合研修と動画配信を併せて実施した。集合研修の参加者42名、動画配信の受講者272人・延べ視聴回数2,128回(集合研修と動画配信の内容は同じ)	99,860千円の一部	89,686千円の一部	A	・研修参加者からは、「抽象的なテーマだったが、食育の視点から具体的な事例が多く紹介されたものだったのでイメージしやすくなった」との意見があった。 ・集合研修では講義の後にグループワークを実施し、講義内容を各施設で実行できるように促した。参加者からは「他施設のアイデアが深い学びにつながった」との感想があがっていた。	推進	保育・教育支援課
5	1		保育・教育施設に対する巡回訪問	巡回施設率	18%(累計)	100%(累計)	-	96.9%(累計)	B	・R4年度は、5月から11月、1月から3月上旬の約9か月間で巡回訪問を実施した。新型コロナウイルス感染対策として、5月から7月の小規模保育事業への訪問については短時間での訪問とし、後日電話でアフターフォローをした。また、施設へ向け重大事故防止と保育の質の確保・向上に関する情報を掲載した通信を2回発行し、事故が発生した施設から報告された内容や全国で発生した重大事故を反映させた。 ・R4年度の巡回訪問実績は、96.9%となっており、R6年度までには巡回率100%が達成できる見込みである。	17,435千円	15,997千円	A	【施設から】 〈巡回訪問について〉 ・訪問員が訪問をして、実際に施設の様子を見ながら重大事故防止のために助言をしたり、保育現場の状況を丁寧にヒアリングしてくれた。 ・相談ができてよかった。 ・他の施設の事例が参考になった。  〈巡回訪問通信、トピックスについて〉 ・通信の掲示や園内で活用している。 ・園内研修等に活用し、とても役立っている。	推進	保育・教育運営課
6	1		組織マネジメント等講習の実施	受講施設数	165施設/年	330施設/年	-	280施設/年	B	・基礎編については、受講者の利便性向上のため、講義は申込者への限定公開として動画配信。講義受講後のグループワークは、オンライン実施とした。 ・スキルアップ編については、より実践的な内容とするため、ロールプレイを取り入れた会場でのグループワークを中心とした講習内容とし、施設長間で意見交換をする中で、学びを深める機会作りをした。	5,259千円	3,345千円	A	【基礎編】「繰り返し視聴でき学びが深まった」「他の園長と話して刺激をもらえたし、悩みも共有できた」「動画は自分の都合のつく時間帯をみつけ視聴ができた」「スキルアップ編もぜひ受講したい」等の感想が寄せられた。 【スキルアップ編】「実践につなげていきたい」「ロールプレイや演習を行うことで気づきがたくさんあった」「他園の状況が何え参考になった」「主体的に学べて身に付いた感があった」等の感想が寄せられた。 (講習実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
7	1		保育・教育施設等に対する運営指導の実施	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	保育・教育施設、認可外保育施設等に対し、立入調査や文書指導等による運営指導を実施。(不適切保育の疑いに基づく初動立入件数:86件) 令和4年度は、臨床心理士による市職員向けの研修を実施。(1回参加者数 27人)	80千円	609千円	B	児童の安全や保育・教育の質の確保・向上につながっていると考えられる。	推進	保育・教育運営課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
8	1	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続	接続期カリキュラム実施率	66.6%	89.6%	-	42.1%	C	・接続期カリキュラム実施率を算出する際の必須要件は、「子ども同士の交流活動、職員間の連携活動の両方がそれぞれ複数回以上行われていること」である。しかしコロナ禍の影響により、園、学校ともに行事や取組の再編が行われる中、交流及び連携の両方の機会を複数回確保することは困難になってきていると考えられる。連携・協働の回数だけでなく、内容の質を高める取組を推進する必要がある。 ・文部科学省「幼保小の架け橋プログラム」のモデル地区指定を受け、5歳児と小学校1年生をつなぐ架け橋カリキュラムのあり方について研究を行い、研修会や推進地区事業において発信した。さらに、改めて幼保小職員の対話を促進する目的で、リーフレット「Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ」を作成した。 ・新規事業として「探究心を育む『遊び』研究会」を立ち上げ、市内の保育・教育関係者、保護者、地域の関係者のべ500名を集め報告会を開催した。幼保小の職員が対話しながら、幼保小の接続の鍵となる「遊びや子ども主体の活動」の質を高めるものとして、さらなる活用を図っていきたい。	31,202千円の一部	30,768千円の一部	A	・令和3年度の調査と比較して子どもたちが直接交流する機会が増えている。子どもの変化として、「小学校の様子が分かり、安心感が高まった」という評価が高い。また、職員間の連携については、「顔を合わせたことで小学校との連携が深まった」「卒園した児童たちの学校生活の様子を知り、幼保小接続に対する意識が高まった」といった評価が高い。(令和4年度連携・接続に関する調査) ・接続期研修会等では、子どもの安心や主体性の発揮について、子どもの姿を通して語り合えることに参加者や講師から好評を得た。自園、自校の保育・教育の質向上に役立てられるという声が多かった。(各研修会でのアンケート) ・「探究心を育む『遊び』研究会」では、保育士・教諭が、子どもの探究心や主体性の発揮に向けて、様々な工夫をしていることが伝わり「応援していきたい」などの肯定的な声が保護者・市民から届いた。(報告会アンケート)	推進	保育・教育支援課
9	1	☆ 保育・幼児教育の場の確保	①利用定員(1号) ②利用定員(2・3号)	①52,038人【令和元年度】 ②75,575人【平成31年4月】	①33,819人 ②82,553人	①38,535人【R5年度】 ②82,089人【R5年4月】	①43,233人 ②83,883人	B	<受入枠拡大の取組>既存施設での定員拡大:120人、認可保育所整備:251人、横浜保育室の認可移行支援▲30人、認定こども園:252人、小規模保育事業:243人、私立幼稚園等預かり保育の充実:200、企業主導型保育事業:286人、合計1,322人	7,037,493千円	7,078,877千円	B	・既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、必要な保育所等を整備してほしいという意見や、より一層、保育・教育の「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。 ・保育所整備の結果、利用することができた方から感謝の声が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所整備を進めてほしい旨の要望が寄せられた。	推進	保育対策課
10	1	☆ 延長保育事業	利用者数(夕延長)(月)	6,069人/月	7,922人/月	7,563人/月	【民間】3,406人/月 【市立】578人/月 合計:3,984人/月	B	令和4年度の実績は3年度(3,792人)と比べて増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響や働き方の見直しなどもあり、以前の水準には回復していない。今後も当面この傾向は続くものと思われる。一方で、利用を希望する方には、延長保育を提供できている。	【市立】9,721千円 【民間】6,043,152千円	【市立】4,617千円 【民間】6,102,265千円	A	【利用者から】 ・延長保育があるおかげで、安心して仕事をすることができている。 【事業者から】 ・保護者の多様な就業形態へ対応するため、今後も実施する必要があると考えている。	推進	保育・教育運営課
11	1	☆ 幼稚園での預かり保育	①延べ利用者数(1号) ②延べ利用者数(2号)	①287,210人/年 ②1,251,768人/年	①201,624人/年 ②1,844,496人/年	①287,887人/年 ②1,360,976人/年	①155,113人/年 (※) ②1,684,548人/年 ※県・市が実施する一時預かりの合計値。	A	①について ・保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応するため、市と県合わせて168園で一時預かり保育を実施。 ②について ・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする長時間の預かり保育について、R4年度は新たに8園を認定した。令和5年3月末時点では市内の幼稚園・認定こども園287園中212園で実施。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年4回開催し、延べ321名が参加した。	【預かり保育事業】 3,885,528千円 【一時預かり事業】 198,046千円	【預かり保育事業】 4,852,988千円 【一時預かり事業】 181,776千円	A	【利用者から】 ・フルタイム勤務でなくても利用できるのでも有難い。 ・長時間の預かり保育だが、子どもたちが楽しそうに過ごしており、園で過ごし方の工夫がされていることが嬉しい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・年々利用者が増えており、それに対応する教員の確保と職員配置が難しい。	推進	保育・教育運営課
12	1	保育士宿舍借上支援事業	助成戸数	2,502戸/年	4,718戸/年	-	4,208戸/年	B	・388法人4,208戸が利用。 ・令和4年度は、国の制度では補助対象者が採用8年目までとなったが、横浜市では従来からの基準を維持し、採用10年目までを補助対象とした。 ・養成校学生向けのガイダンスや、民間企業と連携して実施する就職セミナー等において、本事業の周知を図ったことで、前年度(4,047戸)を上回る戸数となった。	2,587,966千円	2,491,512千円	A	・本事業の対象である全施設のうち約80%が利用している。特に認可保育所では対象施設のうち85%が利用しており、事業者のニーズが高い。 ・また、本事業を利用することを前提に就職活動を行う保育士もいるため、事業者・保育士双方から事業の継続を望む声が多く寄せられている。	推進	保育対策課
13	1	就職面接会及び保育所見学会事業	参加者数	916人/年	1,130人/年	-	725人/年	C	・保育士就職面接会:2回、延べ88人参加(その内8名が市内保育施設への就職に繋がった)、保育士就職支援講座:2回、延べ26人参加、市内保育団体が独自で開催する就職相談会:2回、198人、市の幼稚園協会と連携した就職相談会:6回、延べ210人参加 ・保育所見学会:4回、8人参加 ・事業者が求める「新卒生と出会う場」として、保育士養成施設内で行う就職相談会の開催回数を増やした。(2回、延べ167人参加) ・前年度より新型コロナウイルスの影響が小さくなったことにより、オンラインを活用した相談会は参加者が減少した(2回、延べ28人参加)	14,224千円	11,738千円	B	・面接会の参加者からは、効率的に園の情報を把握することができ、就職活動に役立ったという声が多く寄せられている。 ・事業者からは、面接会に参加した方を採用することができ、大変助かったという声が届いている。 ・一方で参加者数の伸び悩みがあり、引き続きPR等の参加者増加への取組みを要する。 ・見学会については、新型コロナウイルスの影響が小さくなったことにより、開催回数は増加し、参加者からは「充実した園見学となり、とても勉強になった。就職活動のモチベーションアップに繋がった」という声が多く寄せられている。	推進	保育対策課
14	1	保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援	コンサルタント派遣件数	24施設/年	30施設/年	-	22施設/年	C	・23施設に対して派遣決定し、うち22施設に訪問実施(1施設は辞退) ・各区や他課と連携し、支援が必要と思われる施設に対して利用勧奨を行った。	1,900千円	1,140千円	B	【利用者の意見】 ・なかなか外部の専門家の意見を聞くことがなく、研修にもない内容なので有意義だった。 ・コンサルタントのアドバイスをもとに、ホームページや求人票の見直しを行うことができた。 ・職員への言葉かけなどの対応を見直したところ、在職中の職員との関係が良好になった。 ・運営費の使い方の工夫について、他園の情報を聞くことができ、それらを取り入れることにした。 ・採用業務に当たっていた園長、主任等は、コンサルタントからのカウンセリングを受け、もうひと踏ん張りしようという気持ちになり、励まされた。	推進	保育対策課

No.	施策 No.	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)		R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
					計画策定時 (平成30年度)	R6年度										
15	1	☆	保育所等での一時保育	延べ利用者数	139,627人/年	149,988人/年	154,132人/年	【民間】 83,000人 【市立】 4,683人 【横浜保育室】 224人 合計 87,907人	C	・民間478か所、市立38か所、横浜保育室 17か所、計533か所 で一時保育を実施した。 ・待機児童対策により、各施設において入所枠を拡大してい る。そのため、保育室の広さや保育士確保の面から、一時保 育で活用できる枠を設けることが難しい状況となっており、実績 が目標値を下回っている。	【民間】 820,005千円 【市立】 124,263千円 【横浜保育室】 1,750千円	【民間】 645,342千円 【市立】 79,372千円 【横浜保育室】 1,322千円	B	【利用者から】 ・希望の利用日に利用できない。 【事業者から】 ・一時保育の受け入れ枠を固定枠として設けておらず、入所 児童の状況により受け入れ枠数が変動するため、安定的に受 け入れ枠を確保できていない。 ・スペース的な余裕や保育士確保が難しく、一時保育の実施 が難しい。	推進	保育・教育運営課
16	1	☆	休日一時保育	延べ利用人数	2,230人/年	2,430人/年	2,450人/年	259人/年	D	・日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、8か所で休日一 時保育を実施したが、R4.11月末に1か所休止し、7か所で実施 ・実施事業者の募集について、認可園等に周知しているが、入 所児童に対応する保育士の確保が難しいなか、休日一時保 育を実施する余力がないため、実施圏が増えない。	31,035千円	6,005千円	B	【利用者から】 ・施設のある地域にばらつきがあるので利用しづらい。 【事業者から】 ・休日一時保育の利用申込は少ない。 ・常勤保育士で対応していたが、保育士体制が厳しく、代休取 得が難しくなってきたので、事業休止することとした。	推進	保育・教育運営課
17	1	☆	24時間型緊急一時保育	延べ利用者数	1,280人/年	1,523人/年	1,356人/年	1,398人/年	B	あおぞら保育園(神奈川区六角橋)、港南はるかぜ保育園 (港南区日野)の2園で、夜間・宿泊も含め24時間、365日、 緊急に保育を必要とする就学前児童に対し、一時保育を実施 した。	49,538千円	44,126千円	B	【事業者から】 ・すでに実施している施設では保育士確保できているが、24時 間365日実施する本事業の性格上、保育士確保の点から事業 の拡大が難しいという課題がある。	推進	保育・教育運営課
18	1	☆	病児保育事業、病後児保育 事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①22か所 ②4か所	①29か所 ②4か所	①29か所 ②4か所	①25か所 ②4か所	B	新規施設の増に向け、横浜市医師会や区医師会、横浜市病院 協会の協力のもと、医療機関への周知を行い、既存の施設の 実施例を伝えるなどPRを行ったが、選定には至らなかった。 また、令和4年度は、コロナにより利用者数が減少した既存施 設が事業を継続できるように、事業継続支援補助金を助成し た。 なお、利用者数については、病児保育事業で9,715人、病後児 保育事業で710人が利用し、令和3年度に比べ、約700人増加 した。	531,391千円	540,133千円	B	両事業を通じて延べ10,000人を超える利用があった。 【利用者から】 ・自宅近くで預けられるよう、実施施設数や受入れ人数の増、 開所時間の延長などの利便性を向上させてほしい。 【事業者から】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、利用の申込があった 場合も預かりの判断が難しいことがあった。 ・当日の予約キャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入 の減少、運営費や設備費の確保に課題がある。また、看護 師・保育士の確保が困難である。	推進	保育・教育運営課
19	1	☆	乳幼児一時預かり事業	延べ利用者数	88,124人/年	143,892人/年	129,029人/年	88,916人/年	B	令和4年度は34施設で事業を実施した。利用者は、前年度 (69,025人)より19,891人増加している。 また、新たに新規事業者を選定し、令和5年4月に2施設(計 36施設)が開所することになった。 令和3年度末に稼働開始した予約システムの改修を重ね、よ り利用者の利便性を高めている。	516,956千円	474,741千円	B	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所がある ことで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、たくさんママたちに知っ てほしい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑 張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかった保護者がこ の施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この 事業の効果であると思う。	推進	保育・教育運営課
20	1	☆	横浜子育てサポートシステム 事業	延べ利用者数	59,401人/年	71,341人/年	69,732人/年	46,586人/年	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録 し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域 における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業 紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよ う取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症流行下において、昨年度と同様に 引き続き活動自粛する会員はいるものの、感染対策をしながら 利用する会員が増えたため、利用者数が昨年度(45,114人)よ り増加した。 ・利用希望件数に対するコーディネート率は95%となっており、 ニーズにほぼ応えることができています。	245,590千円	236,630千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用する ことができた。 ・仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立て やすくなった。 ・自分の子育てが落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 ・提供会員としての活動が生きがいとなっている。 【事業者から】 ・単に預かりの条件(日時等)が合う会員同士をマッチングす るのではなく、ご家庭の事情、預かる児童の発達特性等も踏 まえたコーディネートに努めている。 ・預かりのコーディネートだけでなく「会員から預かりに関する 相談を受ける中で、預かり以外の子育て支援のニーズがある 場合は、必要に応じて支援を紹介する」ということも意識する ようにしている。 ・コロナ禍であっても活動してくださる地域の方がいることを心 強く思う。	推進	地域子育て支援課
21	1	☆	保育・教育コンシェルジュ事 業	実施か所数	18か所	18か所	18か所	18か所	B	18区に計40名配置している。 区役所での窓口相談に加え、関連施設に向いた情報収集、 連携や出張相談などの取組を行った。 (相談受付件数:延べ33,468件)	140,060千円	132,570千円	A	様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい、一番 適している預け先を選べたという声が届いている。 また、国からも保護者への「寄り添う支援」の重要性が示さ れ、各自治体の取組が求められている。	推進	保育対策課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
22	1		障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	<p>・障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。</p> <p>・発達障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向けて、保育者等の専門性の向上を図るため、発達障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行った。医療的ケア児の研修を行い成長発達に合わせた支援の知識・理解を深められるようにした。</p> <p>・令和4年度は、保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインを策定し、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用に向けて取組を行った。</p> <p>・看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として募集する新規事業を立ち上げ、令和4年度中に公募し、12園を認定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間園への補助 5,192,588千円</li> <li>●市立園への加配 1,175,636千円</li> <li>●研修の実施 1,000千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間園への補助 5,947,461千円</li> <li>●市立園への加配 1,070,247千円</li> <li>●研修の実施 594千円</li> </ul>	B	<p>・各園で発達障害児が増加傾向にあり、研修参加者からは「園全体でスキルアップを図るための学びが必要、園の役割を再確認できた」「子どものために、家庭のためにと思っている保育者の言動が、行き過ぎていたり思い込みであったりしないか、常に振り返ることが大切」「障害の有無より、まずは目の前の子どもが何に困っているのか、どうすれば過ごしやすくなるのかを大切に保育したい」「焦らず丁寧にすすめることが必要」との声が聞かれた。</p> <p>・また、医療的ケアについては、「医療的ケア児を積極的に保育園でも受入れ、同世代の子どもたちと関われる環境を作ることが大事だと思った」「看護と保育の両方の視点から子と保護者に関わることが大切だと感じた。医療的ケア児のために日々の保育を実施していきたい。」等の声が上がっていた。(研修実施後のアンケートより)</p>	推進	保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課
23	1		食物アレルギーへの適切な理解の推進	食物アレルギー研修実施回数	4回/年	4回/年	-	4回/年	B	<p>施設における食物アレルギー児への対応について、「アレルギー対応ガイドライン」や「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、誤食事故防止や事故発生時の対応の研修を行った。(研修参加人数:711人)</p>	99,860千円の一部	89,686千円の一部	A	<p>「アレルギー疾患がある子供について年度初めに職員全員で確認しているが定期的に確認する必要があると思った」「くるみの食物アレルギー表示義務化等のアレルギーに関する新たな情報を知ることが出来た」「給食でのアレルギー対応について確認することが出来た」「症例から緊急時対応の解説がより分かりやすかった」との感想があった。</p>	推進	保育・教育支援課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	2		放課後児童育成事業	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ等の登録児童数 (※はまっ子ふれあいスクールの登録児童数を含む)	99,375人 【平成31年4月】	100,000人	-	63,594人 【R4年4月時点】	B	放課後キッズクラブの土曜日を除く学校休業日の開所時間を8時30分から8時に前倒しをし、保護者ニーズに対応しました。加えて、医療的ケア児の受入れるための看護師等の配置した場合の補助メニューを設ける等、質の向上に取り組みました。また、職員向け研修のオンラインやオンデマンド化による受講機会の拡充や、運営主体向け研修の実施等により、人材育成の推進を図った。 なお、計画策定時と比較して、コロナ禍に「わくわく【区分1】」の利用制限を行ったことで全体の利用登録者は減少しているが、「すくすく【区分2A・2B】」については、利用登録者が増加している。	10,996,299千円	10,503,785千円	A	令和4年度に実施した保護者アンケートでは、「お子様はキッズクラブまたは児童クラブで過ごす時間を楽しんでいますか」という設問に対し、「楽しんでいる」「どちらかというと楽しんでいる」という回答が92.2%だった。 児童クラブは事務負担の解消等を目的として補助メニューを新設しましたが、「効果あり」と答えたクラブが半数を超えている。	推進	放課後児童育成課
2	2		青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	-	7か所(累計)	C	7箇所での拠点運営を実施した。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。 新規拠点の整備については、社会情勢や国の動向等を踏まえ今後の方向性の検討を開始した。	133,767千円	120,263千円	A	事業者は「地域のイベント等において、青少年が参加できる機会を積極的に作り、青少年が仲間や異世代と交流する機会を提供できた。」課題の見た利用者については、必要な機関に繋ぎ、連携して支援を行いつつ、その利用者の得意なこと、好きなことを見つけて、それを応援することで自己肯定感を育てた。」と評価している。 利用する青少年からは「様々な個性のある子どもたちが有意義にすごすことができる環境」、「自分の足りないところを活動を通してレベルアップできた」などの声があった。	推進	青少年育成課
3	2		子ども・青少年の体験の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	4,081回/年	4,250回/年	-	3,213回/年	C	野島青少年研修センター、野外活動センター3か所、こども科学館において、自然・科学体験等プログラムを実施し、多様な体験活動の機会を提供することで、青少年の健全育成を推進した。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策に伴う利用制限や設備等改修に伴う休館・一部休所の期間があったことから、目標の実施回数を下回ったが、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、多くのプログラムを実施し、前年度実績(2,153回)と比較して増加している。 今後は各施設において、利用者ニーズを踏まえた効果的な体験プログラムを積極的に提供していく。	410,940千円	406,384千円	A	利用者からは、「コロナ禍でも、柔軟な対応をしてもらえた」、「親切・丁寧な説明で気持ちよく利用できる」など、高い満足度が得られており、青少年の体験活動機会を充実させることができている。 特に科学館では、「プラネタリウムの設備更新により、来館者数が目標値を超えることができた。」「新型コロナウイルスの影響や天候の影響により目標を下回ってしまったので、今後気象状況に左右されないプログラムを検討していきたい。」と事業者は評価している。	推進	青少年育成課
4	2		プレイパーク支援事業	プレイパーク活動支援回数	1,265回/年	1,265回/年	-	1,179回/年	B	市内23か所において、延べ1,179回の活動支援を行いました。なお、コロナ禍においても、感染予防に十分に配慮をしながら、運営を継続し、前年度(1,149回)より増加している。	32,594千円	32,594千円	A	利用者(小学生)からは「すごく楽しい、みんな(プレイリーダーやお友達)がいて何かしてると助けてくれたり、一緒に遊んでくれて遊びが楽しくなる、嬉しくなる場所」、「不登校で友達もできない。でも、ここはやってるし、こうやって人と会えるから嬉しい」、また保護者(乳幼児の)からは「プレイパークにスタッフがいることで、「見守ってもらっている、承認されている」と感じる事ができ、「子どもの言動に対して周囲に気を使ったり委縮することなく、親も安心して楽しめる」との声があり、貴重な遊びの場、そして地域交流の場となっている。 事業者からは、プレイパークの運営に携わる担い手不足や、運営に係る自己資金の確保が課題であるとの意見があった。	推進	放課後児童育成課
5	2		青少年育成に係る人材育成等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	33,173人 (5か年)	-	17,828人(3か年) (R4年度6,881人)	B	(公財)よこはまユースや青少年育成センター等が実施する、市民や青少年指導者向けの研修・講座の実施により、青少年育成に係る普及啓発及び人材育成を推進した。 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、横浜市青少年指導員研修会をはじめとする多くの研修等を中止したり、集合型の研修の参加者数を減らして開催したが、オンラインの研修を実施することにより、概ね目標の参加者数となった。	293,248千円	279,671千円	A	事業者は「オンライン研修の実施により、リアル開催では来場できない方の参加もでき、参加者の満足度が高かった。」「状況に応じて、引き続きオンラインを活用した事業の実施を検討していきたい。」と意見がありました。 参加者からは、「全ての大人に聞いてほしい内容だった。」「声掛けの仕方、言葉の選び方、視点の変わり方がとても勉強になった。」など、研修内容に関する高い評価をいただいた。	推進	青少年育成課
6	2		青少年育成に係る広報・啓発の実施	-	(実施)	(推進)	-	サイトの運用及び 広報啓発	B	高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふぁんみつけ」及びTwitterの運営をした。 その他Twitterやホームページ掲載により周知に努めた。 関係機関や中高生へミニチラシの配布や、FMよこはままでの紹介、Twitter広告などによる広報を行った。	1,000千円	952千円	A	利用している中高生からは、「知りたい情報がすぐに見つかる点良かった。」との意見もあったが、「横浜 悩み相談」で検索してもふぁんみつけがヒットしにくいこともあり、サイトの改善や、より多くの中高生に利用してもらうため更なる広報の充実が必要である。	推進	青少年育成課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	3		青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	-	1,064人/年	A	<p>青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行った。特にひきこもりや不登校など困難を抱える若者に対しては、少人数での集団活動を実施したり、リサイクルショップでの接客等、社会参加体験の機会を作り、自立に向けて対人交流の場を広げていけるよう支援した。</p> <p>また、若者自立支援の中核機関として、子ども・若者に携わる地域関係機関・団体を対象に、若者相談支援スキルアップ研修や職員技術研修を行った。</p>	60,691千円	50,910千円	A	<p>利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人93%・家族97%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多かった。コロナ禍でもプログラムを継続したことに対する満足度が高かった。</p> <p>また、青少年相談センターでは、感染対策をしっかり行いながら事業を継続しただけでなく、外出プログラムや社会参加体験事業などにも力を入れることができたことと評価している。今後も社会参加体験先を増やしていく等、支援メニューの充実に努めていく。</p>	推進	青少年相談センター
2	3		地域ユースプラザ事業	実利用人数	952人/年	1,210人/年	-	884人/年	C	<p>思春期・青年期の総合相談や居場所の運営等を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、居場所の事前予約制や利用者数制限等を行った施設もあったため、地域ユースプラザ利用者は伸び悩んだが、電話相談、面接相談、講座参加の件数については前年度より増加している。なお、メール相談やオンラインを活用した居場所の実施、利用者に通信を送付するなどの工夫で若者への支援を途切れることなく行った。</p> <p>令和3年度から試験的に行っていたご家族を対象とした事業については、4年度から全4施設で実施し、ユースプラザを利用しやすくするための取組などを進めた。</p>	136,316千円	136,295千円	A	<p>利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人97%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多かった。しかし、事業の周知度が不十分であるため、引き続き、広報・PRに努めていく。</p>	推進	青少年相談センター
3	3		若者サポートステーション事業	実利用人数	1,639人/年	1,740人/年	-	1,299人/年	C	<p>困難を抱える15歳から49歳の者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援した。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援した。</p> <p>若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されており、実際にハローワークからのリファーマも多くなっている。なお、令和3年度まで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、電話やオンラインを活用した相談やプログラムを実施したが、令和4年度はより細やかな支援のため来所相談を基本とし、本人の希望に合わせてオンライン相談を活用している。</p>	47,685千円	46,903千円	A	<p>利用者アンケートでは、利用満足度(大いに満足・満足・まあ満足)が9割以上と高い。</p> <p>利用者は、相談支援の利用によって、自身を客観的に見つめ直し、就労訓練の利用によって様々な仕事にチャレンジし周囲とのコミュニケーションを積極的に取れるようになるなど、自立に向けて踏み出すことができている。</p> <p>また、事業者からは、支援者を対象とした説明会を対面形式に戻したことで参加者が増加し、既に支援機関につながっている対象者を新たにサポートステーションへつなげることができた一方で、未だに支援機関につながったことがない若者への広報をさらに強化していく必要があるという課題も挙げられた。</p>	推進	青少年育成課
4	3		生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	実利用人数	444人/年	560人/年	-	621人/年	A	<p>若者サポートステーション等の支援につながった若者のうち、生活困窮状態及びそれ以外の複合的な課題を抱える若者に対し、自立に向けた相談をはじめ、関係機関への同行支援やつなぎなど総合的な支援を行った(よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーションへの委託により実施)。</p> <p>また、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のための支援を行った。</p> <p>特に就労経験が一度も無いなど、支援の必要性の高い相談者からのニーズが高いパソコン講座を年間開催にしたところ、ハローワークからのリファーマ等が増加し利用者増につながった。</p> <p>引き続き、生活困窮者自立相談支援事業は、区福祉保健センターだけでなく、若者サポートステーションでも実施していることの周知を行い、困難を抱える若者の利用につなげていきたい。</p>	73,442千円	72,807千円	A	<p>利用者アンケートでは、利用満足度(大いに満足・満足・まあ満足)が9割以上と高い。</p> <p>利用者は、相談支援によって、本人の現状や内面を整理し、できることから行動に移すことで、抱えている複合的な課題を、個人差はあるが、一つずつ着実に解決している。</p> <p>事業者からは、若者サポートステーション事業と連携し、一体的相談窓口を設けることで、様々な困難を抱え、支援を必要としている若者に対して、速やかに適切な支援を届けることができているとの評価があった。</p> <p>一方で、複合的な課題や深刻な課題を抱えている利用者ほど、相談すること自体への抵抗感が強く、相談へのハードルを下げられるような広報・啓発をより進めていく必要があるという課題が挙げられた。</p>	推進	青少年育成課
5	3		よこはま型若者自立塾	実利用人数	65人/年	130人/年	-	95人/年	C	<p>長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施した(実施プログラム:短期合宿型訓練「ジョブキャンプ」、長期合宿型訓練、特別プログラム「うんめえもん市」、生活困窮者向け就労準備支援事業等)。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県外移動を伴う短期合宿訓練の回数を縮減し、市内で行う通所型訓練を実施することで、参加へのハードルが下がり、利用者が増えてきている。</p>	37,242千円	32,682千円	B	<p>参加者からは、「事業に参加したことで、チャレンジすることの大切さが分かった。今後はそれを忘れずにより精進していきたい」、「働く楽しさや人の温かさに触れることができた」、「次のステップにつなげていきたい」など、前向きな感想が聞かれた。</p> <p>事業者は、「利用者が当事業を通して、生活スキルや社会スキルを身に付けることができています」と評価している。</p>	推進	青少年育成課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
6	3	寄り添い型生活支援事業	実施か所数	12か所	23か所	-	21か所	A	保護者の疾病や生活困窮状態にある家庭など、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、18区21か所で寄り添い型生活支援事業を実施し、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。(令和4年度拡充か所数:1か所)。さらに、送迎の強化により車両送迎等が始まったことで遠方に居住することで利用できなかった児童が利用できるようになったなどの効果が表れている。 また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。	314,331千円	284,208千円	A	事業者アンケートにおいて、利用者のうち約9割の児童に改善が見られている。 また、寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をできるようになった」、「自分ももっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれている。	推進	青少年育成課
7	3	寄り添い型学習支援事業	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	B	寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学生教室を利用した高校生を中心に居場所や学び直しの場の提供、面談を通じた通学状況の確認等の取り組みを行った。 また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。	257,609千円	222,993千円	A	寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声が聞かれた。 子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家でも勉強するようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	健康福祉局生活支援課
8	3	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策2の再掲)	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	-	7か所(累計)	C	7箇所での拠点運営を実施した。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。 新規拠点の整備については、社会情勢や国の動向等を踏まえ今後の方向性の検討を始めた。	133,767千円	120,263千円	A	事業者は「地域のイベント等において、青少年が参加できる機会を積極的に作り、青少年が仲間や異世代と交流する機会を提供できた。」課題の見えた利用者については、必要な機関に繋ぎ、連携して支援を行いつつ、その利用者の得意なこと、好きなことをみつけ、それを応援することで自己肯定感を育めた。」と評価している。 利用する青少年からは「様々な個性のある子どもたちが有意義にすごすことができる環境」、「自分の足りないところを活動を通してレベルアップできた」などの声があった。	推進	青少年育成課
9	3	身近な地域に出向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	-	622回/年	A	区役所等の身近な地域に出向いた相談を実施したほか、ひきこもり等の若者の置かれている現状等について理解を深めるセミナー・相談会を全区で開催した。また、学校SSWや教育事務所等との連携促進を図ったほか、関係機関のケース会議等に参加し助言を行う等、支援機関のバックアップ等に努めた。	-	-	A	区役所における専門相談について、利用者からは、「身近な区役所で相談できるので利用した」との声があった。地域ユースプラザ相談員等からは、「専門相談のために区役所に出張していることをきっかけに、区福祉保健センターをはじめとした支援機関と連携が一層行えるようになった」と評価している。 18区で実施した「ひきこもり等困難を抱える若者支援セミナー・相談会」では、ひきこもりから回復した方の経験談を実施し好評を得た。利用者アンケートでは、「満足!」やや満足」と回答した方が90.8%と高かった。	推進	青少年相談センター
10	3	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	-	439回/年	A	青少年相談センターでは、若者自立支援に携わる職員や関係機関向けの支援技術の向上を図るため若者相談支援スキルアップ研修を実施したほか、区役所等が主催する困難を抱える若者支援をテーマとした研修会等において、青少年相談センター職員の講師派遣を行った。 地域ユースプラザでは、オンラインを併用した地域支援連絡会を実施する等、地域の関係機関や区役所との連携及びネットワーク作りを進めた。	-	-	A	支援者向けのスキルアップ研修では、昨年度に引き続き動画配信による研修を実施したところ、平日では参加不可能な方など申込が多数に及んだ。今後も参加しやすい実施方法やアンケートを踏まえたメニューの実施など、満足度を高められるよう努めていく。 地域ユースプラザが主催する地域若者支援連絡会の参加者からは、「参加した支援機関と意見交換ができて有意義だった。」との声をいただいた。	推進	青少年相談センター

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策4】障害児への支援の充実

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	4		地域療育センター運営事業	-	巡回訪問回数: 1,459回	(推進)	-	巡回訪問回数: 2,092回	B	新型コロナウイルス感染症対策等により保育園、幼稚園等地域の関係機関等からの巡回訪問の受入が滞っていたが、年度後半にかけて感染状況が落ち着いたため、巡回訪問の希望が例年以上に多く寄せられた。そのため、なるべく希望に応じられるようセンター全体で取り組み、実施回数が増加した。また、地域療育センターと連携してあり方検討の場を設置し、利用の流れを見直すなど初期支援のあり方の協議を行った。	325,078 千円	299,089 千円	B	訪問先の保育園、幼稚園等の職員からは、発達障害に関する専門的な知識が身につくことや、お子さんの特性に合わせた専門的な技術的支援が学べる事により、園全体で支援内容が向上するとの評価を得ている。	推進	障害児福祉保健課
2	4		障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備(基本施策1の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 ・発達障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向けて、保育者等の専門性の向上を図るため、発達障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行った。医療的ケア児の研修を行い成長発達に合わせた支援の知識・理解を深められるようにした。 ・令和4年度は、保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインを策定し、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用に向けて取組を行った。 ・看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として募集する新規事業を立ち上げ、令和4年度中に公募し、12園を認定した。	●民間園への補助 5,192,588千円 ●市立園への加配 1,175,636千円 ●研修の実施 1,000千円	●民間園への補助 5,947,461千円 ●市立園への加配 1,070,247千円 ●研修の実施 594千円	B	・各園で発達障害児が増加傾向にあり、研修参加者からは「園全体でスキルアップを図るための学びが必要、園の役割を再確認できた」「子どものために、家庭のために思っている保育者の言動が、行き過ぎていたり思い込みであったりしないか、常に振り返ることが大切」「障害の有無より、まずは目の前の子どもが何に困っているのか、どうすれば過ごしやすくなるのかを大切に保育したい」「焦らず丁寧にする必要がある」との声が聞かれた。 ・また、医療的ケアについては、「医療的ケア児を積極的に保育園でも受入れ、同世代の子どもたちと関われる環境を作ることが大事だと思った」「看護と保育の両方の視点から子どもと保護者に関わることが大切だと感じた。医療的ケア児のために日々の保育を実施していきたい。」等の声が上がっていた。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課
3	4		障害児通所支援事業等への拡充と質の向上	①児童発達支援事業所数 ②放課後等デイサービス事業所数 ③障害児相談事業の受給者数	①125か所 ②292か所 ③3,097人	①295か所 ②570か所 ③7,000人	-	①232か所 ②470か所 ③3,507人	B	新しく事業所を開設する法人に向け、指定前説明会を実施(年3回) 事業所の質の向上を目指したオンライン研修の実施 年齢期や重度の状態像の児童の相談・計画作成を行った相談支援事業所に補助金を交付	18,089,488 千円	19,737,621 千円	B	通所支援事業所のニーズが高まっている中、支給決定が必要な市民に対して随時支給決定を行っている。その結果が受給者数や事業所数の増加につながっていると考える。	推進	障害児福祉保健課
4	4		学齢後期障害児支援事業の拡充	学齢後期障害児支援事業所数	3か所	4か所	-	3か所	B	事業の役割・機能等に係る課題解決や体制強化に係るアイデアを共有するとともに、「市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性」について意見交換を行うことを目的として、学齢後期障害児支援事業所との意見交換会を令和4年5月より計5回実施しました。あわせて、外部委員を交えた事業検討会を年3回開催した。	128,554 千円	125,009 千円	B	横浜市障害施策推進協議会(以下「推進協」という。)の専門部会である発達障害検討委員会や実施事業者との意見交換において、発達障害児の相談支援の充実に係るニーズは高まっているため、4か所目の事業所整備等により相談支援体制の充実を図る必要があるという意見をいただいている。	推進	障害児福祉保健課
5	4		障害児入所施設の再整備	-	(実施)	(推進)	-	(推進)	B	再整備について検討している施設運営法人と協議を実施した。	-	-	B	再整備に向けた課題について、施設運営法人と共有した。再整備実施に向け、施設運営法人内での検討を促していく。	推進	障害児福祉保健課
6	4		医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	①コーディネーターの配置 ②支援者の養成	①準備 ②40人(累計)	①6人(累計) ②350人(累計)	-	①6人(累計) ②184人(累計)	B	①市内6か所(磯子、鶴見、南、旭、青葉、都筑)に横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを配置、令和5年度に向けコーディネーターを4人追加で養成した。 ②支援者養成研修を開催し、48名の修了者を養成した。また、過去に育成したコーディネーターと支援者を対象にしたフォローアップ研修及び見学実習を開催した。 ※フォローアップ研修(令和4年12月にオンライン開催)受講者20人、見学実習(令和4年6月末～令和5年3月末)受講者4人	14,245 千円	10,475 千円	B	本事業の周知が進み、コーディネーターに寄せられる相談は増加傾向にある。特に福祉サービスや保育園、幼稚園への入所や学校における支援等に関する相談が多くなっている。なお、外部との意見交換の場として、横浜市障害者施策推進協議会の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について検討を行っている。	推進	障害児福祉保健課
7	4		メディカルショートステイ事業の推進	-	(実施)	(推進)	-	・協力医療機関の箇所数:11病院 ・利用登録者数:426人	B	協力医療機関の医療スタッフ向けの実務者研修及び施設見学会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止したが、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を令和4年9月に実施し、利用者の受入に関する情報共有や意見交換を行った。 その他、協力医療機関へ電話・メール等で随時連絡調整を行った。また、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の受入にも迅速に対応した。	35,299 千円	18,938 千円	B	協力医療機関に対して、研修は実施できなかったものの、担当医師や看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を感染症対策に留意しながら開催し情報共有や意見交換を行った。また、日々の調整等を通じて、利用者の医療ケアの状況や社会情勢に応じた調整等を都度行い、円滑な事業運営ができていく。	推進	障害児福祉保健課
8	4		市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	①世界自閉症啓発デーに合わせ、一般社団法人横浜市自閉症協会と横浜市の協働により、よこはまコスモワールド大観覧車をはじめとした、市内ランドマーク施設のブルーライトアップを実施した他、市立図書館にて発達障害に関する書籍の特集展示と、発達障害の理解に役立つパネル展示を行った。 また、学校法人岩崎学園の協力により自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作し、市営地下鉄車内ビジョン、市YouTube公式チャンネル等で公開した。 ②「セイフティネットプロジェクト横浜」等の障害福祉関係団体との連携により、出前講座やリーフレットの配付など、普及啓発活動を通じた障害理解の促進を図った。 ③12月の障害者週間に合わせ、市庁舎アトリウムでのイベント及び各区における講演会やイベントを実施した。	①健康福祉局 229千円 子ども青少年局 170千円 教育委員会事務局 214千円	①健康福祉局 0千円 子ども青少年局 68千円 教育委員会事務局 67千円	B	①感染症拡大防止の視点を踏まえつつ、動画の作成並びにライトアップを行っている施設及び図書館での展示の拡充など、積極的な普及啓発に努めた。引き続き、効率のかつ効果的な取組となるよう、検討を進めていく必要がある。 ②コロナ禍の影響もあり、地域への障害理解に関する普及啓発の機会が縮小していたため、学校や地域防災拠点等からの依頼に基づく出前講座の開催など、様々な機会を捉え、学齢期児童を含めた地域住民への普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。 ③障害者週間に開催した市庁舎アトリウムでのイベントに延べ404名の観客があり、介助犬や聴導犬の存在を初めて知った等の声があった。引き続き、同イベントや各区での講演会等において、市民の障害理解が進むよう、取組を推進していく必要がある。	推進	健康福祉局障害施策推進課 (①は3局:子ども青少年局障害児福祉保健課、教育委員会事務局特別支援教育課及び健康福祉局障害施策推進課で担当)

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	5		思春期保健指導事業	思春期保健講座	128件/年	152件/年	-	89件/年	C	学校等で、思春期の男女やその親に対して、思春期保健に関する講座や赤ちゃんふれあい体験を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、学校への出前講座の開催が難しい時期があったために目標には達しなかったが、令和3年度(50件/年)からは増加することができた。	2,935千円	97千円	B	学校や地域の場で実施する思春期保健講座や赤ちゃんふれあい体験は、正しい地域の普及や健康教育という側面からも思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援するものとなっている。	推進	地域子育て支援課
2	5		不妊相談・治療費助成事業	①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数) ②不妊・不育・専門相談件数	①4,571件/年 (25件/年) ②54件/年	①0件/年 (0件/年) ②81件/年	-	①2,878件/年 (16件/年) ②14件/年	B	令和3年10月から公認心理士が不妊や不育に関する心理的な専門相談を行う不妊・不育心理専門相談事業を開始した。令和4年度からは、電話相談、ピアサポート事業を開始し、気軽に相談できる環境の整備を行っている。なお、令和4年度から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、助成件数及び相談件数は大幅に減少している。	744,110千円	645,630千円	B	保険適用の開始により若年層から治療を開始する人が増えている。今後は「不妊治療のやめ時がわからない」という内容の相談が増えることも予想され、相談事業の重要性も更に増してくる見込み。	推進	地域子育て支援課
3	5		妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	414件/年	734件/年	-	364件/年	B	にんしんSOSヨコハマを運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応した。なお、継続支援が必要な事例については、各区こども家庭支援課と連携し個別的な支援を実施している。	14,812千円	11,048千円	B	予期せぬ妊娠にとまどい、周囲に相談できない状況の中でにんしんSOSに相談し、区の継続支援につながる利用者もおり、必要な相談窓口となっている。また、コロナ禍で孤立しやすい環境の中で、在宅でも気軽に相談できる手段として活用されたと考えられる。	推進	地域子育て支援課
4	5	☆	妊婦健康診査事業	受診回数	335,557回/年	272,524回/年	329,029回/年	288,440回/年	B	妊娠届出者に対しては、妊婦健診券の交付の際に母子保健コーディネーターによる面談を行うなど、不安な妊娠期を過ごしてもらえるように支援をした。	2,108,933千円	1,836,785千円	B	一人ひとりの状況に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、安心して健診が受けられる環境を整えている。	推進	地域子育て支援課
5	5		産科・周産期医療の充実	-	産科拠点病院数: 3か所、 周産期救急連携病院数: 9か所	(推進)	-	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病院: 8か所	B	産科拠点病院:3病院の指定を維持した。運営費に対して支援を行い、産科医療体制の充実を図った。周産期救急連携病院:8病院を確保した。また、医療機関の運営の費用に対して支援を行い、周産期救急体制の充実確保を図った。	57,245千円	36,819千円	B	運営費の支援により、産科拠点病院が適切に運営されている。運営費等の支援により、周産期救急体制の安定運用が進んでいる。	推進	医療局地域医療課、 救急・災害医療課
6	5		小児救急拠点病院事業	-	小児救急拠点病院数: 7か所	(推進)	-	小児救急拠点病院: 7か所	B	・小児救急拠点病院:7病院を確保し、拠点病院への小児科医の集約など、小児救急医療体制の充実を図った。 ・小児救急医療体制に参加している病院に対して費用の一部を助成し、専門医による24時間365日の救急医療体制の確保を促進した。	200,000千円	200,000千円	B	医師の集約化により、小児専門医による救急医療体制の安定運用が進んでいる。	推進	医療局救急・災害医療課
7	5		小児救急に関する電話相談	-	相談件数: 79,012件	(推進)	-	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:56,090件)	B	・救急電話相談と医療機関内のサービスを小児を含む全年齢を対象とし、24時間相談を受け付ける体制を整備している。 ・入電に対して高い応答率を維持するため、予想される入電件数に合わせて相談を受け付ける看護師等の配置数の増員を図るなど体制整備の強化を行った。	591,479千円の内 数	470,670千円の内 数	A	全年齢を対象とした救急相談窓口を提供することにより利用者の不安軽減に役立っている。	推進	医療局救急・災害医療課
8	5		小児医療費助成事業	-	対象者数: 278,631人	(推進)	-	対象者数: 307,741人	B	令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金撤廃の実施に向け令和5年度予算を計上しました。	9,360,799千円	9,336,294千円	B	令和5年8月から所得制限及び一部負担金撤廃の決定により、所得制限に対する要望は減少したが、高校生まで対象年齢拡大に関する希望の声が上がってきている。	推進	健康福祉局医療援助課
9	5		小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数: 3,082人	(推進)	-	対象者数: 3,014人	B	慢性疾患により長期療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療給付を行った。併せて、小児慢性特定疾病児童本人、家族の不安解消のため、相談や助言を行う自立支援事業(相談支援)を実施している。令和5年3月に日常生活用具の一部品目について、本市独自の基準を設けて拡充を図った。	876,763千円	871,597千円	B	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
10	5		妊娠届出時の面接(母子保健コーディネーター)	妊娠・出産・子育てマイカレンダー(セルフプラン)作成件数	10,087件/年	23,417件/年	-	25,001件/年	B	母子保健コーディネーターを全区に配置し、妊娠届出時に妊産婦等と面接を実施し、必要な保健指導や相談支援を行った。	174,307千円	168,527千円	B	妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用することで、各妊婦が自分に合った母子保健サービスを利用しやすくなっている。また、妊娠後期の対象者全員に手紙を送付するなどして、妊娠期の支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課
11	5		横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	母子保健システムや個別支援記録システムを活用することで、妊娠届出時から概ね3歳までにおいて把握した妊産婦等の実情や支援経過を一元管理することで、切れ目のない支援を行った。	250,224千円	135,189千円	B	個別支援記録システムの運用を開始し、妊産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課

No.	施策 番号	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
12	5		母子訪問指導事業 (R3年度から名称変更:母子 保健指導事業)	第1子への訪問率	93.8%	96.4%	-	85.6%	B	母子訪問員による第1子が出生した家庭への家庭訪問、職員による未熟児及び新生児の家庭訪問を実施した。第1子出生家庭への訪問率は目標を下回っているが、訪問を希望されない家庭等に対しては、電話による支援を行っている他、第2子以降で希望する家庭への訪問も実施している。	43,928千円	40,336千円	B	妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行うことで育児不安や孤立の軽減につながっている。また、訪問指導が不安な方については希望に合わせて電話による保健指導を行っている。	推進	地域子育て支援課
13	5	☆	こんには赤ちゃん訪問事業	①訪問件数 ②訪問率	①26,198件/年 ②93.9%	①21,236件/年 ②96.4%	①24,728件/年 ②95.4%	①22,431件/年 ②94.3%	B	生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や相談機関の紹介等を行った。必要に応じて区と連携し、育児不安の軽減に取り組んだ。想定より出生数が少なかったため、目標を下回ったが、訪問率は9割を超えることができた。	111,812千円	95,345千円	B	利用者からは、「短時間でも大人と話すことができてよかった。」「地域の子育て情報をいただき、ためになった。」などの声があった。	推進	地域子育て支援課
14	5		産後母子ケア事業	①デイケア実利用者数 ②ショートステイ実利用者数 ③訪問型実利用者数	①153人/年 ②249人/年 ③663人/年	①435人/年 ②700人/年 ③1,828人/年	-	①529人/年 ②832人/年 ③1,098人/年	A	育児不安の早期解消に取り組むため、ホームページ等による事業の周知を図り、対応施設数も拡大した他、4年度は、対面での事業者連絡会を開催することで、更なる連携強化を図った。コロナ禍で里帰りが出来ないなど親族等からの支援が受けられない市民のニーズの高まりもあり、デイケアとショートステイ利用件数が増加した。	125,609千円	170,085千円	B	産後の心身共に不安定になりやすい産後4か月未満の母親に対して、授乳方法や赤ちゃんが泣いた時の対応等の具体的な支援を行うことで、育児不安を軽減し、負担を軽くすることができている。	推進	地域子育て支援課
15	5		産前産後ヘルパー派遣事業	延べ派遣回数	10,345回/年	16,950回/年	-	18,864回/年	A	妊娠中の心身の不調等によって子育てに支障がある、又は、出産後5か月(多胎児の場合は出産後1年)未満で家事や育児の負担の軽減を図る必要がある世帯に対して、産前産後ヘルパーを派遣し、家事、育児の支援を実施した。コロナ禍で里帰りが出来ないなど親族等からの支援が受けられない市民のニーズの高まりもあり、派遣回数が増加した。	53,367千円	69,615千円	B	利用者からは周囲のサポートがない状況で、家事・育児の支援だけでなく、メンタル面も含めて大変助かりましたという意見があった。 事業者からは、支援内容について利用者への周知を徹底してほしいとの意見があったため、母子手帳交付時等にチラシ等による制度周知を行った。	推進	地域子育て支援課
16	5		産婦健康診査事業	①1か月健診の受診者数 ②1か月健診の受診率	①21,949人/年 ②78.7%	①19,601人/年 ②89.0%	-	①20,485人/年 ②86.1%	B	育児に不安を抱える母親を支援するため、医療機関と区福祉保健センターとの情報共有体制を整え、産後ケア事業等の継続的な実施が速やかに行えるよう体制を整備した。	198,644千円	176,136千円	B	妊婦健診と産婦健診を同一の医療機関で一貫して受診できるように、市外医療機関とも契約を締結してほしいという意見があった。	推進	地域子育て支援課
17	5		産後うつ等の早期支援に向けたネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	妊産婦メンタルヘルス連絡会を実施し、リスクのある妊産婦の早期発見と更なる支援のために、医療機関との連携について検討した。 産後うつ等の心身の不調がある妊産婦とその家族が精神科医の相談を受けることができる「おやこの心の相談事業」を実施した。相談の実施区は、3年度は3区だったが、4年度は5区に拡大した。	3,757千円	2,080千円	B	産科・精神科・小児科をはじめとする関係機関と、効果的な予防策、連携支援のあり方について意見交換、検討を行っている。 おやこの心の相談事業の利用者からは、精神科医に「丁寧に話を聞いてもらえた」「受診後の後押しをしてもらえた」という感想が聞かれている。	推進	地域子育て支援課
18	5		乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率	①4か月児健診 97.2% ②1歳6か月児健診 96.7% ③3歳児健診 96.5%	①4か月児健診 98.0% ②1歳6か月児健診 97.0% ③3歳児健診 96.5%	-	①4か月児健診 97.0% ②1歳6か月児健診 96.7% ③3歳児健診 97.0%	B	感染症対策を徹底したうえで集団健診を継続的に実施した。また、特例措置として医療機関における個別健診も実施した。(6月30日まで実施) 感染症流行下であっても、乳幼児健診を安心して受診してもらえるよう機会を確保した。	909,439千円	810,592千円	B	乳幼児健診は、親子の生活状況や健康状態を把握することが可能であり、乳幼児の健康の保持及び増進を図るうえで、有効。	推進	地域子育て支援課
19	5		歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率 ②3歳児で虫歯のない者の割合	①36.6% ②90.7%	①40.0% ②90%以上に維持 (かつ増加傾向)	-	①43.6% ②94.8%	B	①妊婦歯科健康診査事業は、母子健康手帳交付時面接、母親教室等で受診勧奨を図る他に、産婦医療機関と連携して妊娠中の歯科受診の重要性を伝えて、受診率向上を図っている。 ②本市独自の取組として、1歳6か月健診にてう蝕リスクの高い児に対しては、経過歯科健診を実施し、保健指導を行っている。	①46,515千円 ②107,556千円	①44,161千円 ②89,664千円	B	①妊婦歯科健診の受診者で要治療のむし歯は約4割にみられ、歯周病は約7割にみられた。一方、定期的に歯科健診を受けている者の割合は年々増加傾向にあるものの約4割と半数に満たなかった。つわりで歯みがきがつらいなど、妊娠中はむし歯や歯周病などにかかりやすくなるため、妊婦歯科健診からかかりつけ歯科医院につなげる取組が重要。 ②3歳児のう蝕罹患率は年々減少傾向にあり、全国平均より少ない。一方、1歳6か月児からう蝕の罹患率は約10倍に増加していることから、引き続きう蝕リスクの高い児へのアプローチが必要。	推進	地域子育て支援課
20	5	☆	育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ実施回数 ②ヘルパー延べ実施回数	①3,775回/年 ②2,209回/年	①5,740回/年 ②3,060回/年	①4,528回/年 ②2,731回/年	①2,667回/年 ②1,747回/年	D	①子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児支援家庭訪問員による継続的な支援を行った。保育園送迎等の毎日支援が必要な方が支援終了となったことやマニュアルを見直し対象者の整理を実施したこと、また、複数区において訪問員の欠員等があったため、訪問件数は減少している。 ②個々の家庭が抱える養育上の諸問題や負担を軽減するために、支援を行う育児支援ヘルパーを派遣し、家事・育児支援を実施した。	160,818千円	142,898千円	B	①訪問員の継続的な支援により、不安や孤立感の軽減や、保護者との信頼関係の構築に繋がっている。 ②育児支援ヘルパーの派遣により、安定した養育が可能となるように支援している。	推進	地域子育て支援課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	6	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数 ②施設外での居場所の実施 か所数	①22か所 ②-	①28か所 ②5か所	-	①26か所 ②2か所	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月に、8か所目の拠点サテライトを整備し、全26か所を実施。</li> <li>子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供や、親子の居場所・交流の場づくりに取り組む団体や施設が交流し、連携して子育て家庭を支援できるようなネットワーク構築等に取り組んだ。また、妊娠中の方についても来所してもらえ取組を展開し、出産後のスムーズな利用等につなげたり、父親が利用しやすい工夫をしている。</li> <li>オンラインを活用した支援も定着し始め、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容も充実させ、地域の関係者とのネットワーク推進にも活用することができた。</li> <li>情報発信としてSNSやHPを活用し、外出しづらい利用者や来所を検討する利用者に向けて施設の様子が随時わかるよう、工夫をした。</li> <li>感染症対策をとりながら、コロナ前と同様に利用者の受け入れができるよう工夫し、希望者が利用できるように実施している。</li> </ul>	1,035,466千円	1,037,490千円	A	<p>【利用者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料で利用でき、いろいろなことを話し見守ってくれるスタッフが同じ悩みを分かち合える人がいる場があり、親自身の息抜きの場にもなっている。</li> <li>いつでも行くと温かく受け入れてくれる雰囲気があり、安心する。</li> <li>子どもがいろいろな年齢の子と触れ合って遊べるようになった。</li> <li>経験豊かで話しやすいスタッフだけでなく助産師など専門相談ができる日もあり助かっている。</li> <li>拠点を利用したことがなかったが、拠点のオンラインの講座に参加し、拠点の雰囲気分かって、次回は来所したいと思った。</li> </ul> <p>【実施事業者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養育者と子どものニーズを把握し、寄り添いながら支援を行うことで、日々の事業の見直しや新事業展開につながっている。</li> <li>利用者が他の利用者に子育て経験を語る場を設けるなど、親同士の支え合いの雰囲気づくりに努めている。</li> <li>地域関係者やボランティアとの関係も深まり、地域連携や地域支援の充実に寄与している。</li> <li>来所することに不安がある親子への支援もオンラインによって継続することができた。</li> <li>既存の取組もオンラインの手法を取り入れることで、これまで就労等で参加しにくかった父親も職場の休憩時間に助産師のオンライン相談に参加する等、利用者の幅が広がっている。</li> </ul>	推進	地域子育て支援課
2	6	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	21か所	27か所	-	25か所	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>全25か所を実施。</li> <li>妊娠前から利用できるよう、母子手帳交付時の面接や母親教室、こんにちは赤ちゃん訪問、母子訪問等やSNSの活用に加え、産科医療機関や保育所、地域の関係者への周知を行うことで、妊婦や母親だけでなくその他の家族からの相談も増えている。</li> <li>地域の関係者・機関との連携についても、対面でのやり取りが難しいなか、オンラインを活用し実施できた。</li> </ul>	146,130千円	131,499千円	A	<p>【実施事業者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達だけでなく、親自身の相談（貧困、夫婦関係など）を受けることも多い。</li> <li>母親だけでなく、父親や祖父母からの相談も増えている。</li> <li>コロナ禍でオンラインを活用することで、相談対応を継続できた。</li> <li>利用者支援事業の相談から、横浜子育てサポートシステムの利用につながるなど、地域子育て支援拠点事業の他の機能とも連携してより充実した支援に努めている。</li> <li>「相談者自身が自己決定することを支える」という支援姿勢を大切にしている。</li> </ul>	推進	地域子育て支援課
3	6	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	63か所	77か所	-	70か所	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年12月に3か所開設し、市内70か所において実施。</li> <li>主にNPO法人などがマンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを実施した。</li> <li>感染症対策をとりながら広場を運用できるよう、予約や入替え制などをとりながら、最大限利用者を受け入れる工夫をして実施した。</li> <li>オンライン会議やオンラインを活用した講座等の実施が定着し、感染症対策や来所しづらい利用者に向けた支援を行うことができた。</li> </ul>	497,806千円	472,260千円	A	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日中は子どもと二人の生活なので、大人と話ができる場があつてよかった。家にいると煮詰まってしまうが、広場に行くとイライラも減り、子どもにやさしく接することができる。</li> <li>子どもの成長と一緒に喜んでくれる人（広場スタッフ）がいることが嬉しい。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>父親育児支援講座を3回開催した。普段は保育園に行つて会えなくなった利用者にも久しぶりに会うことができ、子どもたちの成長を見ることができた。</li> <li>室内で絵具遊びを行った。参加者の中には初めて絵の具に触れる子どももいて好評だった。</li> <li>コロナ補助金で、防犯と換気の両立ができるようになって、安心して過ごしてもらえるようになった。</li> </ul>	推進	地域子育て支援課
4	6	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	実施か所数	68か所	93か所	-	73か所	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所地域子育て支援事業については、市内38か所、幼稚園等はまっ子広場事業については、市内35か所において実施。</li> <li>子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習等を実施した。</li> <li>令和4年度は感染拡大防止対策を取りながら事業を実施し、昨年度に比べ利用者数は増加した。(R3 4,626人/月→R4 5,236人/月)</li> <li>新規選定については、はまっ子広場事業常設園を2園、選定した。(R5.4.1開所)</li> </ul>	338,278千円	267,999千円	A	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親にとっては大人と話す良い機会、子どもにとっては親以外の人と触れる良い機会となった。</li> <li>いつ来ても担当保育士に相談でき、継続的に我が子の成長と一緒に観てくれている安心感がある。</li> <li>安全に遊べる場所という存在はありがたい。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策として、検温や消毒を行って事業を実施したことで、参加の親子も安心して遊んでいただけたと思う。</li> <li>コロナ禍の子育てで地域の親子は安心して遊べる場所や人とのかわりを求めている。</li> <li>地域の親子は安心して遊べる場所や人の出合いを求めている。保育資源を活用し、提供していく必要があると感じている。</li> </ul>	推進	保育・教育運営課 保育・教育支援課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
5	6	子育て支援者事業	会場数	181会場	185会場	-	176会場	B	・解任者の補充のため、9名について委任及び新任研修を実施。 ・助言者23名について、新任研修を実施。 ・会場の約7割が地区センター等であるため、引き続き施設からの要請で利用人数に限られるなどの状況であったが、制限時間を設け入替制とする等、なるべく多くの親子が利用できるよう各区で取組んだ。	73,347千円	67,104千円	B	【利用者から】 ・地域の身近な場所にあるので、立ち寄りやすい。 ・近隣の知り合いができた。 ・同じ曜日の同じ場所で相談できてありがたい。 【実施者から】 ・1人で会場運営をしているため、感染拡大防止に係る来所者対応(検温や体調確認)を行うための動線等を工夫した。 ・コロナ禍であるため、親子で外出できる先が限られる中、少しでもいいので外に出たいという親子が安心して来所できる場所となっている。 ・身近な相談場所・居場所であり、利用者にも継続的なかかわりを持って支援が行えている。 ・スタッフが利用者に丁寧に言葉かけをし、親同士のつながりづくりを支援している。 ・会場の利用者に、支援者会場以外の場所で会った際(買い物中等)にも、言葉をかけるなど、様々な機会をとらえて利用者との信頼関係の構築に努めている。	推進	地域子育て支援課
6	6	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	母子保健システムや個別支援記録システムを活用することで、妊娠届出時から概ね3歳までにおいて把握した妊産婦等の実情や支援経過を一元管理することで、切れ目のない支援を行った。	250,224千円	135,189千円	B	個別支援記録システムの運用を開始し、妊産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課
7	6	地域子育て支援スタッフの育成	-	(実施)	(推進)	-	市単独実施:4回 (参加人数:142人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数 612人)	B	・親子の居場所の従事者向け研修として、支援の質の向上を図るため、経験年数や施設内での役割に応じた研修が受講できるよう体系化して実施した。 ・支援の質を保つため、感染予防策を取りながらオンラインも併用し研修を実施した。 ・子育て支援の担い手の質の確保を図ることを目的に、神奈川県、県下の政令・中核市と共同で地域子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方、既に従事されている方に対して、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施した。受講希望者の多いコースについては、定員調整を行いより多くの希望者が受講できるよう県等と調整し、実施。R4年度も引き続き、感染症対策として集合型の研修を減らすため、eラーニングを導入し、実施した。	10,500千円	10,304千円	B	【参加者から】 ・支援者としてどうあるべきか、視点を整理して認識できた。 ・他の施設での取り組みをきけたことで、自分の施設でトライしたいことや、その手段を知ることができた。 ・自己評価から導き出された課題を、グループで話し合うことで、改めて自分自身のことや、支援の仕方を再認識することができた。 ・利用者に対する相談援助での傾聴や、広場スタッフに対するファンリレーションは、すぐに活かしたいと思った。	推進	地域子育て支援課
8	6	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件 (5か年)	-	590件 (3か年) (R4年度194件)	C	・情報番組でハマハグについて取り上げられたこともあり、利用登録者数が増加した。(増24,852人 内アプリ登録者19,658人) ・新規協賛店舗数は前年(139件)より55件の増となったが、目標値達成に向けて、さらなる協賛店舗の増が必要であり、引き続き、地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛店舗の開拓に取り組んでいく。(登録申請件数4区合計66件)	4,298千円	2,048千円	B	【利用者から】 ・子育てしていても知らなかったので、今後外出するときはよくよく見てみようと思う。このような場所があると知ったら、お出かけしようというママさんが沢山いそう。 ・ハマハグマークの横に特典内容も表記してあると利用しやすいかなと思う。 【協賛店舗から】 ・「近隣に手軽に利用できる公園がないので、助かる。ママ友をつくるきっかけになりそう。」とのお声をいただいた。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある。	推進	地域子育て支援課
9	6	★ 乳幼児一時預かり事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	88,124人/年	143,892人/年	129,029人/年	88,916人/年	B	令和4年度は34施設で事業を実施した。利用者は、前年度(69,025人)より19,891人増加している。 また、新たに新規事業者を選定し、令和5年4月に2施設(計36施設)が開所することになった。 令和3年度末に稼働開始した予約システムの改修を重ね、より利用者の利便性を高めている。	516,956千円	474,741千円	B	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあつたが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、たくさんのママたちにも知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかった保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	保育・教育運営課
10	6	★ 横浜子育てサポートシステム事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	59,401人/年	71,341人/年	69,732人/年	46,586人/年	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症流行下において、昨年度と同様に引き続き活動自粛する会員はいるものの、感染対策をしながら利用する会員が増えたため、利用者数が昨年度(45,114人)より増加した。 ・利用希望件数に対するコーディネーター率は95%となっており、ニーズにほぼ応えることができています。	245,590千円	236,630千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 ・自分の子育てが落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 ・提供会員としての活動が生きがいとなっている。 【事業者から】 ・単に預かりの条件(日時等)が合う会員同士をマッチングするのではなく、ご家庭の事情、預かる児童の発達特性等も踏まえたコーディネートに努めている。 ・預かりのコーディネーターだけでなく「会員から預かりに関する相談を受ける中で、預かり以外の子育て支援のニーズがある場合は、必要に応じて支援を紹介する」ということも意識するようになっている。 ・コロナ禍であっても活動してくださる地域の方がいることを心強く思う。	推進	地域子育て支援課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	7		ひとり親家庭等自立支援事業	-	(実施)	(推進)	-	①323人 ②5,648人	B	①ジョブスポットとの連携の推進により、323人の就労につながり、前年度(301人)より増えた。 ②ひとり親サポートよこはまにおいて、就労支援や法律相談などの総合的な支援を行ったほか、資格や技術を取得するための給付金事業や、養育費の取り決めを行った時にかかった費用の一部について補助金を支給する事業などを実施し、事業の利用者数は5,648人となり、前年度(4,685人)より増えた。	277,639千円	303,461千円	B	ひとり親家庭からの幅広い相談に対応するため、就労に関する知識だけでなく、心理面のフォローも行いながら支援を行う必要がある。	推進	こども家庭課
2	7		日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	-		(推進)		利用者数: 母子165人、 父子41人	B	一時的な家事、育児支援等が必要なひとり親の方を対象に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣した。また、未就学児が家庭に居る家庭には就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な利用を可能としている。	13,640千円	6,901千円	B	利用者からは一時的な利用(原則として6か月以内の利用)より、継続的な利用を希望する声が増えてきている。 一方、実施事業者からは時間帯の希望に合うヘルパーの派遣が十分に行えない状況にあるとの意見が挙がっている。	推進	こども家庭課
3	7		保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度を上げる取組を実施。	-	-	B	希望する保育所に預けやすくなり、安心して就労・求職活動等を行うことができています。	推進	保育・教育認定課
4	7		母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	-	月平均113世帯	B	緊急一時保護後、または居所がない母子へ、安全かつ安定した居所を提供した。入所後は、生活全般や子育て、手続き補助を行う等、母子の自立に向けた支援を実施した。	744,503千円	661,238千円	B	新規入所世帯数は昨年度並み。退所世帯数と入所世帯数はほぼ同じで、母子生活支援施設への入所による支援を必要とする母子世帯が必要時に迅速に入所できる状況であった。入所した母子は多様な課題やニーズを抱えているが、施設が丁寧に対応することで、自立退所に向かうことができた。	推進	こどもの権利擁護課
5	7		住宅確保の支援	-		(推進)	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:754件 <民間住宅あんしん入居事業> 令和2年度末で終了したため、実績なし <住宅セーフティネット事業> 登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,107戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):140件	B	<市営住宅申込時の優遇> ・入居者募集にあたり、母子・父子世帯601件、DV被害者世帯7件、子育て世帯146件に対して、当選率を一般組の3倍とする倍率優遇を実施した。 ・入居者資格の審査にあたり、中学校卒業までの子がいる世帯について、収入基準の緩和を行った。 <民間住宅あんしん入居事業> 「民間住宅あんしん入居事業」は令和2年度末で終了しました。 <住宅セーフティネット事業> ・セーフティネット専用住宅の中で一定の要件を満たす住宅について、家賃補助及び家賃債務保証料の補助を行った。 ・横浜市居住支援協議会相談窓口において、子育て世帯・ひとり親世帯からの相談対応を行った。	<市営住宅申込時の優遇> - <民間住宅あんしん入居> 0千円 <住宅セーフティネット事業> 78,555千円	<市営住宅申込時の優遇> - <民間住宅あんしん入居> 0千円 <住宅セーフティネット事業> 61,174千円	B	<市営住宅申込時の優遇> 住宅政策審議会において、市営住宅については、入居者募集時の選考倍率の優遇や、子育て世帯に限定した専用住宅の提供などを継続して実施することが求められている。 入居者募集に関する具体的な内容については、年に2回実施されている入居者選考審議会に諮問し、現在の取組みを、今後もし引き続き実施していくこととしている。 <住宅セーフティネット事業> ・セーフティネット住宅の登録戸数は増加したものの、特に経済的な支援が必要な低所得者を対象とした、家賃補助付きセーフティネット住宅の供給促進を図る必要がある。 ・居住支援協議会相談窓口だけでは解決が困難な相談については、福祉団体等と連携しながら対応する必要がある。	推進	建築局市営住宅課 建築局住宅政策課
6	7		母子・父子家庭自立支援給付金事業	-		(推進)	-	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:68人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:106人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:2人	B	ひとり親家庭に対する自立支援給付金及び高等職業訓練促進給付金、高卒認定試験合格支援給付金の手続きを実施した。前年度に引き続き、高等職業訓練促進給付金の支給対象の拡充や住宅支援資金貸付に対応した。また、高等学校卒業試験合格支援事業については、国の制度改正に伴い、受講開始時給付金の給付を開始した。	182,243千円	215,976千円	B	ハローワークで行っている、自立支援教育訓練給付金と類似した給付金制度があり、申請時に供給利用の可否確認など、手続きが複雑になっているため、わかりやすい手続き方法が求められている。	推進	こども家庭課
7	7		児童扶養手当	-		(推進)	-	受給者数:18,708人(平成31(2019)年3月末)	B	ひとり親家庭等の方に児童扶養手当の支給を実施した。	8,856,009千円	8,453,285千円	B	児童扶養手当はひとり親等が経済的基盤を築く為の重要な手当である。	推進	こども家庭課
8	7		ひとり親家庭等医療費助成事業	-		(推進)	-	対象者数:41,211人	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的として、医療を受けた際に要する費用(保険診療の一部負担金)の援助を実施。	1,681,732千円	1,598,337千円	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
9	7		母子父子寡婦福祉資金貸付	-		(推進)	-	母子父子福祉資金貸付人数:487人、寡婦福祉資金貸付人数:16人	B	母子・父子・寡婦世帯に修学資金等の福祉資金の貸付を実施した。	263,872千円	158,239千円	B	元々資力が十分でない世帯が貸し付け対象となるため、返済に困難さを感じる世帯が多い。高等学校等就学支援金制度や給付型奨学金が拡充されてきているため、申込時に他の制度が利用できるかどうかの確認、及び無理なく返済を進められるような制度利用を働きかけていく必要がある。	推進	こども家庭課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
10	7	寄り添い型生活支援事業(基本施策3再掲)	実施か所数	12か所	23か所	-	21か所	A	保護者の疾病や生活困窮状態にある家庭など、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、18区21か所で寄り添い型生活支援事業を実施し、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。(令和4年度拡充か所数:1か所)。 さらに、送迎の強化により車両送迎等が始まったことで遠方に居住することで利用できなかった児童が利用できるようになったなどの効果が表れている。 また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。	314,331千円	284,208千円	A	事業者アンケートにおいて、利用者のうち約9割の児童に改善が見られている。 また、寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分ももっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれている。	推進	青少年育成課
11	7	寄り添い型学習支援事業(基本施策3再掲)	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	B	寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学生教室を利用した高校生を中心に居場所や学び直しの場の提供、面談を通じた通学状況の確認等の取り組みを行った。 また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。	257,609千円	222,993千円	A	寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声が聞かれた。 子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家でも勉強するようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	健康福祉局生活支援課
12	7	民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)	-	協定締結団体数(累計):2団体	(推進)	-	(実施)	B	ひとり親家庭思春期・接続期支援事業において、ひとり親家庭の親に対する相談支援を一般社団法人日本シングルマザー支援協会に委託して実施した。 また、ひとり親サポートよこはまにおける離婚相談をしんぐるまざあず・ふおーらむが担当して行っている。	-	-	B	思春期・接続期支援事業では、相談の中で将来の子の教育費や自身の働き方のことなどを考えるきっかけとなったという意見があり、事業目的に即した効果的な支援を行うことができている。 ニーズの高まりが令和5年度の事業対象者拡大につながっている。 離婚相談では、専門の相談員と話ができただけで、不安や悩みの解消につながったという意見が多数あり、民間団体の専門性を活かした支援を実施することができている。	推進	こども家庭課
13	7	女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対する相談や緊急的な一時保護を含めた自立支援を行った。 加えて、相談支援の円滑化を図るために研修等を行い、相談員の人材育成に取り組んだ。 また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を民間団体と連携し実施した。	132,712千円	130,257千円	B	相談者の多様なニーズに対応するため、支援策について更なる検討を進める必要がある。	推進	こどもの権利擁護課
14	7	DV被害者支援	DVIに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年	-	4,291件/年	B	《こどもの権利擁護課》 こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行った。 また、相談員や職員へのスーパーバイズを行い、人材育成に取り組んだ。 《政策局男女共同参画推進課》 ・各区役所や医療機関等で相談窓口のカードを配布し、DVIについての啓発と電話相談窓口の周知を行った。 ・11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に18区での広報啓発物の配布や展示などのキャンペーンを実施した。あわせて市庁舎や市内観光施設等でのパープルライトアップ、みなとみらい線ホームドアサインージでの啓発画像掲出を実施した。 ・SNSで「女性に対する暴力をなくす運動」期間やパープルライトアップ、DV相談支援センターについて周知を行った。	《こどもの権利擁護課》 300千円	《こどもの権利擁護課》 352千円	B	《こどもの権利擁護課》 相談窓口の更なる周知を続けるとともに、関係機関との情報連携、相談員や職員のスキルアップ等を推進していく必要がある。 《政策局男女共同参画推進課》 啓発と相談窓口の周知により、相談につながっていると考えられる。	推進	こどもの権利擁護課 政策局男女共同参画推進課
15	7	若者向けデートDV予防啓発	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):30回・4,302人	(推進)	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):24回・2,746人	B	・市内中学、高校21校に対して、デートDV防止講座を実施した。(年間計24回、延べ受講者数2,746人) ・前年度(年間計17回、延べ受講者数2,050人)より増加した。	1,172千円	1,172千円	B	・受講者の満足度が90%を超えており、効果の高い事業を実施できた。 ・アンケートでは、「自分で考える時間とそれをシェアする時間があり、より深く考えることができた」、「相手のことが好きで自分のものにした支配欲求から起こることがわかった」、「相手を尊重することも大切だが、自分を守ることも大事だとよくわかった。自分の気持ちを伝える、相手の気持ちを理解することが出来る関係が大切だと思った。」等、効果的に予防啓発を実施できていることを確認できる記述も多かった。	推進	政策局男女共同参画推進課
16	7	女性緊急一時保護施設補助事業	-	補助団体数:4団体	(推進)	-	4団体	B	女性福祉相談事業において、DV被害者の避難や居所を失った女性と同伴児に対し、緊急時に保護できるよう、受け入れ先の安定的な確保を行うとともに、一時保護後の自立に向けた支援を行うため、DV被害者等支援を行う民間団体に補助金を支出した。 また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を行う民間団体へ補助金を支出した。	39,386千円	40,317千円	B	補助団体との意見交換を行い、課題や必要な経費等の検討を行っている。	推進	こどもの権利擁護課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
17	7	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	56世帯/年	B	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	64,625千円	51,101千円	B	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こどもの権利擁護課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	8	☆	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,737件/年	1,879件/年	1,954件/年	1,856件/年	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭総合支援拠点が整備され、各区子ども家庭支援課の児童虐待等に対応する体制を強化し、児童虐待に関する通告や相談に対して、より迅速な対応を行っている。</li> <li>各区の要保護児童対策地域協議会の活動の推進により、実務者会議やエリア別会議、関係機関訪問など、多様な開催方法で実施し、地域で見守るネットワークづくりが強化されている。</li> <li>平成28年度に定めた『要保護児童及び要支援等の情報提供・共有』に関する事務取扱要領を令和2年5月に改訂し、要保護・要支援児童の支援のための連携を更に図ることができている。</li> </ul>	19,292千円	16,683千円	B	啓発の効果もあり、一般市民の児童虐待予防への理解も深まり、虐待対応件数も年々増加している。区が会議や研修を実施し、要対協の調整機関としての役割を担っていることが関係機関に浸透し、関係機関との連携の充実が更に図られている。	推進	子どもの権利擁護課
2	8		医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>①横浜市児童虐待防止医療ネットワークの構築に向けた取組：市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るため、症例検討等を実施した(標準化部会3回/年、情報交換会1回/年、CDR勉強会1回/年、研修1回/年)。</li> <li>②横浜市子育てSOS連絡会(要対協代表者会議)(2回/年)や各区児童虐待防止連絡会(要対協実務者会議)に医療従事者(医師会、歯科医師会)が出席した(令和4年度18区合計26回)。</li> <li>③医療機関と行政との連絡会を実施した。</li> <li>④横浜市医師会と共催で虐待防止研修会を開催した。</li> <li>⑤横浜市歯科医師会の要保護児童対策地区担当者協議会で研修を実施した。</li> <li>⑥子ども虐待防止ハンドブックを改訂し、病院・一般診療所・歯科診療所へ配布した。</li> <li>⑦児童相談所が、横浜市内医療機関の小児科、産婦人科医師等を対象に、性的虐待被害児診療トレーニング研修を実施した。(1回/年)</li> </ul>	220千円	45千円	B	横浜市児童虐待防止医療ネットワークや横浜市SOS連絡会、各区児童虐待防止連絡会等の実施により、医療機関との連携が推進されている。	推進	子どもの権利擁護課
3	8		未就園児等の把握	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	厚生労働省からの通知を受けて、未就園児等の把握に向けた取組を進めている。未確認の児童については、出入国の状況調査や頻回な家庭訪問などにより、安全確認を行っている。	22,210千円	30,949千円	B	対象児童の安全確認を確実に行うことで、支援を必要としている子どもの把握と早期支援が行われている。	推進	子どもの権利擁護課
4	8		「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	令和4年度は新たに8区の子ども家庭支援課に専門職の配置や必要な設備の整備を行い、10月から全区において「子ども家庭総合支援拠点」(以下「拠点」という。)としての運営を開始した。	675,429千円	609,525千円	B	全区において拠点機能の運営を開始したことにより、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制が構築された。また、継続的な支援が必要な子どもや家庭に対しては、これまで以上に専門的に検討したうえできめ細かく支援を行っている。	推進	こども家庭課
5	8		児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰等によらない子育てと子どもの権利に関する啓発動画(養育者向け、子ども向け、一般市民向け)を作成し、SNSや公共交通機関を活用して配信した。</li> <li>・横浜市子ども虐待防止ハンドブックを改訂し、関係機関へ配布した。(学校2700冊、医療機関3950冊、歯科医療機関1700冊等)</li> <li>・市民を対象に「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施し、体罰によらない子育てを啓発した。</li> <li>・オレンジボンたすきリレーで啓発ブースを展示した。</li> </ul>	8,179千円	11,193千円	B	「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」では、令和2年度の調査結果と比較すると、体罰を決してすべきではないと考える人が増加しており、令和元年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正や、令和3年の「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正、などの効果がうかがわれる結果となった。改訂版ハンドブックを関係機関へ配布し、会議や研修で活用することにより、児童虐待の理解や発見時の対応、体罰によらない子育ての推進に取り組んだ。	推進	子どもの権利擁護課
6	8		児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	A	増加が続く児童虐待通告に適切に対応できるよう、職員体制の強化及び人材育成の推進に取り組むとともに、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を新設し、初動対応の強化を図った。また、関係機関とのネットワーク会議や警察との協定に基づく情報共有、検察や裁判所との連絡会の主催などにより、連携を推進した。	-	-	A	急増する児童虐待への通告に対し、関係機関と連携し、早期介入・早期支援に努めている。	推進	中央児童相談所
7	8	☆	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ回数 ②ヘルパー派遣延べ回数	①3,112回/年 ②6,873回/年	①5,202回/年 ②9,891回/年	①4,349回/年 ②9,639回/年	①3,860回/年 ②7,759回/年	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、養育支援家庭訪問員および養育支援ヘルパーを派遣し、児童、保護者の相談・支援を通して、安定した生活状況の確保、児童の安全確認、児童虐待の発生・再発の防止を図っている。</li> <li>具体的には、家庭訪問による生活状況の把握、養育面、生活面での助言指導、ヘルパー派遣による家事援助、児の保育園送迎等の業務を担っており、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処するモニタリングの効果も上げている。</li> <li>なお、家庭訪問延べ回数(前年度:3,848回)は前年度より増加したが、ヘルパー派遣延べ回数(前年度:7,849回)は事業者の減少もあり、前年度を下回った。</li> </ul>	105,415千円	93,408千円	B	本事業実施により、養育者と子どもの生活面、養育面での負担軽減を図ることで、親子関係不調や児童虐待等のリスクを回避することができており、虐待の予防・再発防止の効果を発揮できている。	推進	中央児童相談所
8	8	☆	子育て短期支援事業	①ショートステイの延べ利用者数 ②トワイライトステイの延べ利用者数	①715回/年 ②4,973回/年	①787回/年 ②6,833回/年	①831回/年 ②6,863回/年	①566回/年 ②4,576回/年	C	児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等で預かりを行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、複数家庭の児童が同時に利用できない等の制限を行ったため、実績減となった。	514,900千円	481,515千円	B	地域の中での見守り、養育ができることで、保護者のレスパイトケアとして有効性が高い。	推進	子どもの権利擁護課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
9	8	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業(基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	56世帯/年	B	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	64,625千円	51,101千円	B	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こどもの権利擁護課
10	8		一貫した社会的養護体制の充実	①横浜型児童家庭支援センターの設置数 ②施設等退所後児童の支援拠点数 ③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	①12か所 ②1か所 ③8件/年	①18か所 【令和2年度】 ②2か所 ③50件/年	-	①18か所 ②1か所 ③20件/年	B	横浜型児童家庭支援センターについては、令和4年5月に18箇所目が開所した。 退所後児童の支援については、支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を行った。また、退所後児童に対する継続支援計画を20件作成した。	427,088千円	407,332千円	B	横浜型児童家庭支援センターについては、地域の身近な相談支援機関として、有効性が高いため、引き続き、18区にて事業を進める必要がある。 退所後児童の身近な居場所として「よこはまPortFor」の存在は大きい。支援拠点を増やす場合は、支援の用途を分けて設置することも考えられる。 退所後児童に対する継続支援計画については、資格取得支援事業など、継続支援計画を作成することで受けられる支援の拡充を図り、今まで対象とならなかった児童の作成も増加すると考えられる。	推進	こどもの権利擁護課
11	8		里親等委託の推進	里親の制度説明会の実施回数	6回/年	30回(5か年)	-	15回(3か年) (R4年度6回)	B	制度説明会については、感染症対策を講じることで、当初の予定通り年6回開催した。 例年通り、制度説明と里親経験者による体験談の発表をプログラムとして実施し、うち1回はZoom開催とした。	20,118千円	17,695千円	B	里親制度への理解や里親経験者による体験談など参加者から好評で、里親申請に繋がる取組として有効である。	推進	こどもの権利擁護課
12	8		区役所における人材育成	調整担当者研修受講者数	19人(累計)	100人(累計)	-	104人(累計)	B	平成29年度から児童福祉法において、要保護児童対策調整機関調整担当者研修が義務付けられ、本市ではこども青少年局こどもの権利擁護課が要保護児童対策調整機関として位置付けている各区のこども家庭支援課こどもの権利擁護担当者向けに研修を実施している。令和4年は4月から9月に計6日間14項目の講義・演習を実施した。	1,040千円	551千円	B	令和4年度は、受講者は27名で、全項目を受講し修了証の交付を受けた調整担当は13名であった。	推進	こどもの権利擁護課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切に作る地域づくりの推進

<主な事業・取組>

No.	施策 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	9		企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	-	(実施)	(推進)	-	231社	B	R4年度は51社を新規認定し、認定企業数は過去最多の231社となった。 【参考】 ・募集期間:令和4年6月23日～8月31日 ・認定・表彰式:令和5年1月20日 ・令和4年度認定企業認定期間:令和5年1月～令和6年12月 ・認定企業数の推移 H27年 55社→H28年 59社→H29年 99社→H30年 139社 →R元年 178社→R2年 199社→R3年 205社→R4年 231社	3,964千円	2,910千円	B	平成19年度の事業開始以降、認定企業は年々増加し、令和4年度は231社となっている。認定企業が増加していることから、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業が増加の傾向にあると考えられる。認定企業からは、従業員のモチベーションアップにより生産性が向上した、採用への応募者増につながった、といった意見があり、本事業が、誰もが働きやすい職場環境づくりに寄与していると考えている。	推進	政策局男女共同参画推進課
2	9		多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	-	支援した企業数:96社	(推進)	-	-	-	経済局として、当該助成金事業は終了した。(計画策定時に想定していた事業は終了、多様で柔軟な働き方事業は下の行に記載の通り実施している。)	-	-	-	-	-	経済局中小企業振興課、経済局雇用労働課
3	9		企業を対象としたセミナー等の実施	-	セミナー等実施回数:7回	(推進)	-	【政策局男女共同参画推進課】 セミナー 2回 【経済局中小企業振興課】 ハイブリッドセミナー(WEB・会場) 2回	B	【政策局男女共同参画推進課】 よこはまグッドバランス賞認定・表彰式において、企業の経営者を対象に、「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司」をテーマとした講演を実施。(参加:67名/44社) ・認定企業の経営者、人事・労務担当者を対象に、「仕事と子育て・介護等の両立に必要なこと-子育て・介護等による離職を防ぐためには?」をテーマに、ワーク・ライフ・バランスの実践的な取組を学ぶセミナーを開催。(参加:17名/13社) 【経済局中小企業振興課】 多様で柔軟な働き方に取り組もうとする市内中小企業等の経営者、管理職、人事担当者等に対し、仕事と育児・介護の両立支援や、働き方改革等について、身近な事例紹介等を盛り込んだハイブリッドセミナー(WEB・会場)を開催し支援した。	企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」の予算に含まれます。 【経済局中小企業振興課】 800千円	企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」の予算に含まれます。 【経済局中小企業振興課】 599千円	A	【政策局男女共同参画推進課】 セミナーの受講者である認定企業の経営者や人事・労務担当者からは、育児や介護の相談窓口の情報を知ることができて良かった、平日頃から様々な相談窓口について周知することの重要性に改めて気づいた、といった意見があり、この取組が企業のワーク・ライフ・バランスの推進につながっていると考えられる。 【経済局中小企業振興課】 セミナー受講者からは、「オンラインで参加でき、大変助かった」、「事例を用いて非常に聞きやすく、わかりやすかった」といった感想があがった。また、多様で柔軟な働き方の推進に関して、横浜市に期待することとして、セミナーの開催を期待するという声が多く寄せられた。	推進	政策局男女共同参画推進課、経済局中小企業振興課
4	9		共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	981人/年	6,825人(5か年)	-	3,313人(3か年) (R4年度1,378人)	B	・父親育児支援講座を、地域ケアプラザや親と子のつどいの広場、地域子育て支援拠点などの地域の身近な施設等において101回開催し、参加者数は前年度の1,105人より273人増えた。 ・啓発冊子「パパブック」を区役所や地域子育て支援拠点等で配布、活用した。 ・ウェブサイト「ヨコハマタデイ」の運営により、父親向け育児支援に関する情報配信を行った。 ・プレパパ・プレママに向け、子どもがいる暮らしをより充実させるための子育てと仕事の両立生活の情報支援を行うための冊子「ワーク・ライフ・バランスハンドブック」を子育てイベントや区等で配布、活用した。	9,045千円	8,583千円	B	・父親同士で交流する機会も今まで無かったので引き続き参加したい。 ・パパ専用の育児情報を収集できるアプリ(通知)がほしい。 ・子どもを通じて地域活動にとりくみたい。 ・子育ての悩みに答えるQAの会があると困っている事を解決できると思った。	推進	地域子育て支援課
5	9		祖父母世代に向けた子育て支援	-	孫育てに関する啓発リーフレット配布:約6,000部	(推進)	-	(実施)	B	祖父母世代に向けた孫育てに関する情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を、区役所や地域子育て支援拠点等に配布し、普及啓発に取り組んだ。	-	-	B	啓発冊子についての問合せを頂いており、市民からのニーズの高さが伺える。	推進	地域子育て支援課
6	9		「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	-	「トツキトウカYOKOHAMA」配布:約18,000部	(推進)	-	(未実施)	-	令和4年度の「トツキトウカYOKOHAMA」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により協賛企業の減少及び発行を見送った。	-	-	-	-	-	企画調整課
7	9		結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	-	結婚応援セミナー実施回数:2回	(推進)	-	(実施)	B	・結婚を希望する方や、子の結婚を希望する親を対象とした結婚応援セミナーをオンライン開催した。	1,360千円	1,353千円	B	利用者アンケートより以下の回答をいただいた(抜粋) 【子の結婚を希望する親】 ・親の考え方もバージョンアップが必要と感じた。 ・セミナーで聞いたことを参考に、子どものサポートをしたいと思う。 ・データをもとに大変説得力のある良い内容で、今回参加して大変有益だった。 【結婚を希望する本人】 ・行政が主催ということで、安心して参加できた。 ・最後の質疑応答が具体的に他の方の関心の高さも伺えた。 ・全体を通してデータを基にお話ししてくださるので信用できた。	推進	企画調整課
8	9		子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)(基本施策6の再掲)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件(5か年)	-	590件(3か年) (R4年度194件)	C	・情報番組でハマハグについて取り上げられたこともあり、利用登録者数が増加した。(増24,852人 内アプリ登録者19,658人) ・新規協賛店舗数は前年(139件)より55件の増となったが、目標値達成に向けて、さらなる協賛店舗の増が必要であり、引き続き、地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛店舗の開拓に取り組んでいく。(登録申請件数4区合計66件)	4,298千円	2,048千円	B	【利用者から】 ・子育てしていても知らなかったの、今後外出するときはよくよく見ようと思う。このような場所があると知ったら、お出かけしようというママさんが沢山いそう。 ・ハマハグマークの横に特典内容も表記してあると利用しやすくなると思う。 【協賛店舗から】 ・「近隣に手軽に利用できる公園がないので、助かる。ママ友をつくるきっかけになりそう。」とお声をいただいた。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある。	推進	地域子育て支援課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
9	9	地域における子どもの居場所づくりに対する支援	-	地域における子どもの居場所の把握数(平成30年7月):183か所	(推進)	-	(実施)	B	・子どもの居場所づくり活動支援補助金、アドバイザー派遣事業、セミナー開催等による団体支援を行った。また、R4年度は物価高騰の影響を受ける子どもの居場所に対して、子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金を実施し、安定的な運営が行えるよう支援を行った。 ・こども食堂の立ち上げに関するガイドブック「横浜で子ども食堂・地域食堂を作ろう!ガイドブック」を、各区・関係部署に配布した。	29,000千円	8,137千円	B	子どもの居場所づくりの支援に関する問合せを多くいただいております。市民ニーズの高さが伺える。物価高騰対策支援金について団体から「相次ぐ値上げによる資金繰りに大変困っていた。支援金がもたらえて助かる」といったご意見をいただいた。	推進	地域子育て支援課
10	9	子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防啓発リーフレット配布:約50,000部	(推進)	-	45000部	B	・リーフレット「ここが危ない!子どもの事故予防」を区や地域子育て支援拠点等で配布、活用した。(発行45,000部)	620千円	198千円	B	当リーフレットは、乳幼児健診等で養育者に配布を行うことで、お住いの環境を再点検していただくことを促し、子どもの事故予防に繋がっている。	推進	地域子育て支援課
11	9	交通安全教育の推進	-	幼児交通安全教育訪問指導回数:184回 保護者向け交通安全講話実施回数:7回 はまっ子交通安全教室の実施回数:281回	(推進)	-	幼児交通安全教育訪問指導回数:284回 保護者向け交通安全教室実施回数:8回 はまっ子交通安全教室(小学校での体験型交通安全教室)を実施し、身を守る歩き方と正しい自転車の乗り方を学ぶ機会を提供した。 それぞれ新型コロナウイルスの影響により、キャンセル等が発生したが、下半期に追加で教室を募集するなどにより前年度より多くの訪問指導により交通安全教育の推進に努めた。	A	幼稚園・保育所等を訪問し、園児にバベットを使用した基礎的な交通ルールや、横断歩道の渡り方などの指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を訪問先を増やし実施した。 幼稚園・保育所の保護者を対象とした交通安全教室を昨年度より倍の件数開催し、子育ての当事者に対する子どもの交通安全教育を実施した。 はまっ子交通安全教室(小学校での体験型交通安全教室)を実施し、身を守る歩き方と正しい自転車の乗り方を学ぶ機会を提供した。 それぞれ新型コロナウイルスの影響により、キャンセル等が発生したが、下半期に追加で教室を募集するなどにより前年度より多くの訪問指導により交通安全教育の推進に努めた。	28,798千円	28,400千円	A	マスコットによる幼児交通安全教室は参加者や実施園から大変好評であり、「毎年来てほしい」旨、要望を多く受けている。また、これまで1~3月のみ実施していた就学前指導を令和4年度からは10~3月で申し込みが可能としたことにより、より希望園のニーズに合わせる事ができた。 保護者を対象とした交通安全教室では、子どもの視野の狭さや情動発達など特性とともに自転車への子どもの乗せ方等保護者が普段意識していない交通ルールについて啓発する機会となっており、参加した保護者や幼稚園・保育所職員から高評価を得ている。 はまっ子交通安全教室では地域の企業や保護者も参加し、一体的にルールと交通安全行動を意識することができている。	推進	道路局交通安全・自転車政策課
12	9	地域防犯活動支援事業(緊急防犯パトロール事業を含む)	-	子ども安全リーフレットの配布(市内小学生への配布):約125,000部	(推進)	-	(実施)	B	各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や、市内全域で青色回転灯装着車による「安全・安心のまちづくり対策パトロール」「緊急防犯パトロール」(緊急雇用創出事業)を実施した。民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」や「子ども安全フェスタ」の開催等を通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進した。 また、SNS等のネットワークを悪用した犯罪等のトラブルに巻き込まれる子どもが増加している状況を踏まえ、危険な目に遭わないための使い方をわかりやすく伝える啓発動画を作成するとともに、「サイバー子ども安全教室」を実施した。	34,022千円	28,186千円	B	安全・安心のまちづくり対策パトロール(月14日)、緊急防犯パトロール(緊急雇用創出事業)(182日間)、子どもの安全ネットワーク会議、子ども安全フェスタ等を実施、効果的に子どもの安全啓発を行うことができた。	推進	市民局地域防犯支援課
13	9	よこはま学援隊	-	申請校数:245校	(推進)	-	申請校数:252校	B	児童生徒の登下校見守り活動など、保護者や地域住民が行う学校の安全管理に係るボランティア活動を支援することで、安全・安心な学校づくりを推進。	13,500千円	12,448千円	B	【学校から】児童等が安全に登下校することができ、教職員の負担軽減につながっているとの意見が寄せられている。	推進	教育委員会学校支援・地域連携課
14	9	誰にもやさしい福祉のまちづくり推進事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数 ②ノンステップバスの導入率	①151駅(累計) ②74.5%(累計)	①152駅(累計) ②82.6%(累計)	-	①154駅(累計) ②81.8%(累計)	B	①一時休止(事業者からの申請がなかったため) ②4年度の補助台数は民営2台(相鉄バス2台)	①- ②1,711千円	①- ②1,101千円	B	①、②ともに毎年予算要望があり、市民ニーズは高い	推進	健康福祉局福祉保健課
15	9	地域子育て応援マンションの認定	-	認定戸数(累計):5,907戸	(推進)	-	6,743戸	B	バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、6,743戸認定(累計認定戸数)。	1千円	0千円	B	入居者へのアンケートでは、地域子育て応援マンションの認定が入居の大きな判断材料の一つとなっているとの意見がある。	推進	建築局住宅政策課

## 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について

- 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)の策定に向けて、現在、本市の子育て家庭の状況や意向を把握するための「利用ニーズ把握のための調査(以下「ニーズ調査」という)」や市民意見交換会等を実施しています。
- 今後、市としてニーズ調査の集計・分析等を進めたのちに、子ども・子育て会議において計画素案等の審議をお願いしたいと考えていますので、現在の取組状況等についてご報告します。
- また、令和5年4月にこども基本法が施行されたこと等を踏まえ、第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の法的な位置づけについてご説明します。

## 1 計画策定スケジュール等について

## (1) スケジュール

令和5年10月~	ニーズ調査、市民意見交換会等
令和6年10月	計画素案公表、パブリックコメント
令和7年2月	計画原案公表
3月	計画策定

## (2) 今後の子ども・子育て会議での審議予定について

子ども・子育て会議の総会及び各部会において、令和6年2月ごろから計画素案について、6年11月ごろから計画原案についてご審議いただく予定です。

## 2 ニーズ調査等の取組状況について

計画策定に向けて必要なデータや子ども・子育て家庭のご意見等を把握するため、現在、ニーズ調査等を順次進めています。

## (1) ニーズ調査

令和5年10月に、約13万世帯の子育て家庭を対象に、子育て家庭の状況や未就学期の保育・教育や地域子ども・子育て支援事業等の利用に関する意向等を把握するための「利用ニーズ把握のための調査(以下、「ニーズ調査」)」を実施しました。

現在集計作業等を進めており、調査結果については、6年3月ごろに公表予定です。

なお、小学生の保護者に向けたニーズ調査において、子どもの居場所づくり等の施策の充実に子どもの声を反映するため、子ども本人(4年生以上)を対象とした質問を設けています。

## (2) 市民意見交換会(グループトーク)

子育て家庭の現状や意向等を把握し、計画策定に向けた検討に生かしていくとともに、身近な地域で子育て中の方々が語り合うことを通して、「出会い」や「共感」、「気づき」などにつなげていく機会として、市民意見交換会(グループトーク)を10~12月にかけて市内全区(各1回)で実施しています。

## (3) 子どもの意見を聞く取組

計画策定の参考や、居場所づくり等の施策の充実に反映するため、子ども(※)の意見を聞く取組を実施しています。 ※青少年の地域活動拠点を利用している中高生からのヒアリング等

### 3 国の動向について

#### (1) こども基本法について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月1日に施行されました。

◆法の基本理念に基づき「こども施策」が大切にしている考え方（こども家庭庁資料「こども基本法ってなに？」より）

こども施策は、6つに大切な考え方をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

#### (2) こども大綱について

こども基本法第9条により「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない」とされています。

令和5年9月に「中間整理」が公表されており、年内に閣議決定されることが見込まれています。

◆「中間整理」のポイント<詳細は別紙1>

- こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの
- これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化される
- こども施策に関する基本的な方針として「こども・若者の最善の利益の実現」「こども・若者、子育て当事者の視点の尊重」「ライフステージに応じた切れ目のない支援」等の内容が盛り込まれている

#### (3) 市町村こども計画について

こども基本法第10条により、市町村は、国のこども大綱等を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられました。また、市町村こども計画は、同法の規定により、以下の市町村計画と一体のものとして作成できるとされています。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、市町村子ども・若者計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例（次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画）

#### 4 こども基本法等を踏まえた計画の位置づけについて

##### (1) 現行計画(第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画)について

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として位置付けています。  
 なお、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」としての位置づけは明示していませんが、現行計画等に位置付けた具体的な事業(基本施策3 若者の自立支援施策の充実 等)の中で、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」に沿った様々な取組を進めています。

##### (2) 次期計画(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画)について

次期計画では、現行計画の位置づけに加え、次の考え方に基づき、こども基本法に基づく「市町村子ども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけることとします。

###### ア 「市町村こども計画」について

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画から「子ども・青少年にとって」という視点を第一に掲げ策定し、取組を推進しています。子どもの権利擁護や最善の利益の実現を目的としたこども基本法や子ども大綱(中間整理)との親和性が高いことから、次期計画は「市町村こども計画」としても位置付け、一体的に推進していきます。

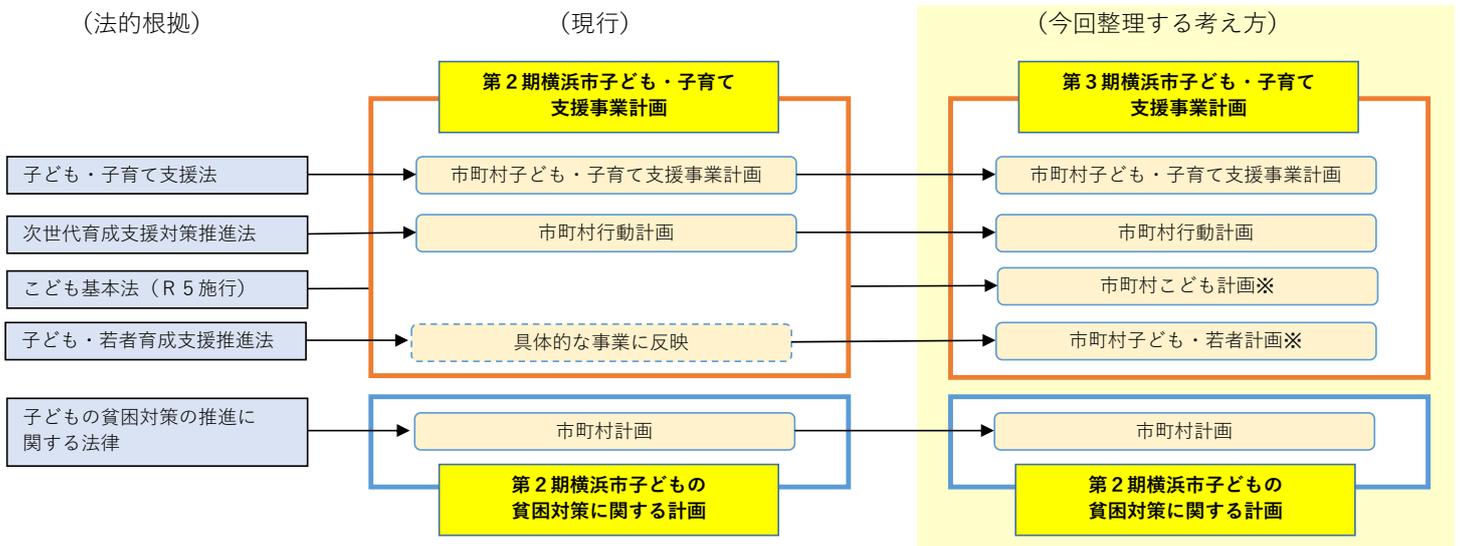
###### イ 「市町村子ども・若者計画」について

国の「こども大綱」には、従来の「子供・若者育成支援推進大綱」が包含されることとなります。横浜市として「こども大綱」を勘案した市町村こども計画として位置付けるにあたり、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としての位置づけについても明示します。

##### (3) その他

横浜市では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」(令和4~8年度)を定めています。この計画は、子どもの貧困対策に資する教育、福祉、子ども・子育て支援等の取組に横串をさし、連携して推進することを目的とした計画であるため、引き続き別計画として推進します。

#### (位置付けのイメージ)



※こども大綱に盛り込まれる教育分野等の施策については、他の計画等との連携・整合を図ることを検討

# 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等 ～こども大綱の策定に向けて～ (中間整理)

## 【説明資料】

令和5年9月  
こども家庭審議会

こどもまんなか  
こども家庭庁

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- ・心身ともに健やかに成長できる。
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- ・夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り拓くことができる。
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を上げることができる。
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- ・虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

## 子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

### (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

### (2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

- ・子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することができるようにし、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上で欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

### (3) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活が送れるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

### (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

### (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

### (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

3

## 子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

### 1 ライフステージに縦断的な重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等（子ども基本法の周知、学校教育における子どもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり等）
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援）
- 子どもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組（子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

### 2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで  
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と「遊び」の充実
- 学童期・思春期  
学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期。  
・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

4

### 1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達に程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ① 子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ② 子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方自治体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実      ○多様な声を施策に反映させる工夫      ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備      ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

### 2 子ども施策の共通の基盤となる取組

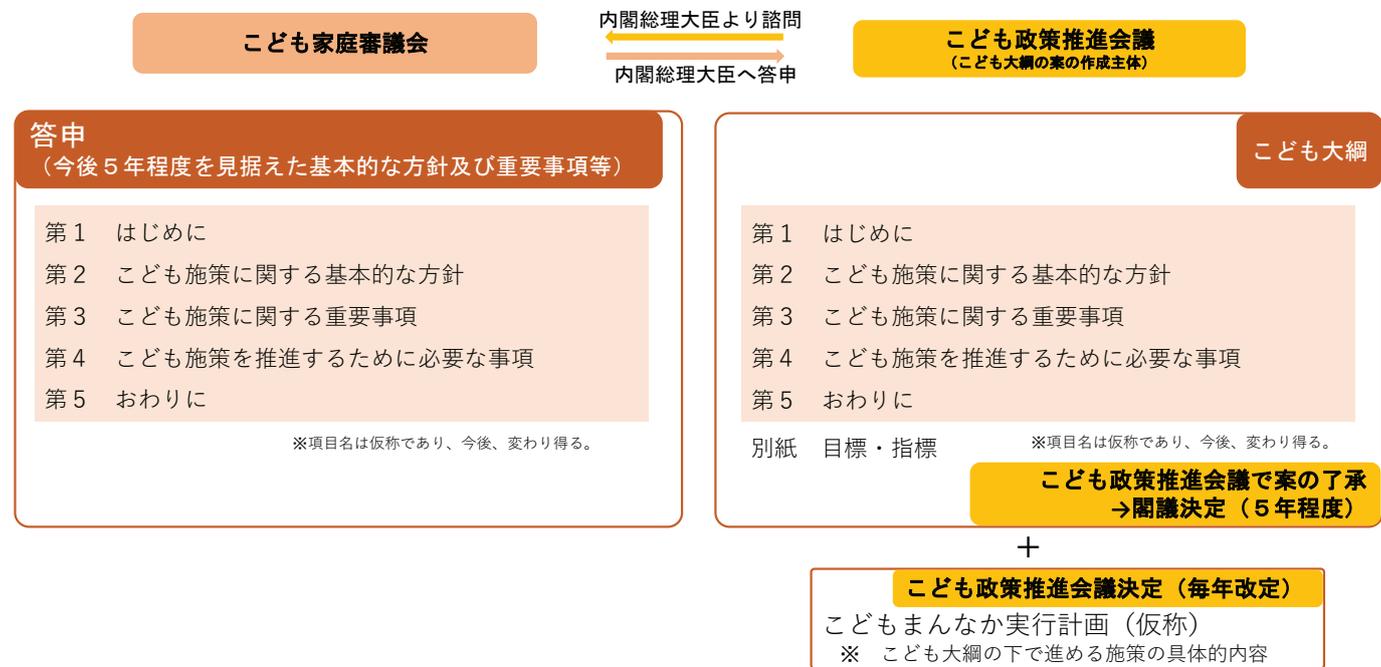
- 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

### 3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画（仮称）の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定      ○自治体子ども計画の策定促進、地方自治体との連携      ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保      ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

## （参考）子ども大綱と子ども家庭審議会の答申（中間整理）の関係について

- ・子ども大綱は、政府において定めることとされており（子ども基本法第9条第1項）、その案は子ども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）が作成する（同法第17条第2項第1号）。
- ・子ども家庭審議会の答申（中間整理）は、4月に開催された同会議における決定を踏まえた「今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針及び重要事項等について」の内閣総理大臣からの諮問を受け、現在、子ども家庭審議会の下の基本政策部会において、子ども大綱の第1～第5に該当する部分を対象に調査審議が行われている。
- ・答申を踏まえて、子ども政策推進会議が「目標・指標」を含めた子ども大綱の案を作成した上で、政府で子ども大綱を閣議決定。
  - ✓「目標・指標」は、答申を踏まえて、子ども政策推進会議の下で検討・調整。
  - ✓子ども大綱の下で進める施策の具体的内容は、「子どもまんなか実行計画（仮称）」として、子ども政策推進会議において、大綱の案の了承と併せて、決定。



## 保護者向け園選びサイト

## えんさがしサポート★よこはま保育 を開設しました！

保護者のみなさまの園選びをサポートするため、「えんさがしサポート☆よこはま保育」を8月25日（金）に開設しました。

各園の昨年度の募集人数や申込人数、園の様子がわかる写真など園選びの参考になる情報が満載です。また、スマートフォンでのシンプルな操作を重視しており、いつでもどこでも検索ができます。さらに、一部の園ではそのままサイトから専用フォームで見学申込ができます。

各園の情報については随時拡充していきます。

## &lt;えんさがしサポート☆よこはま保育&gt;

<https://enmikke.jp/parental/ensagashi-support/yokohama/>



## &lt;サイトの特徴&gt;

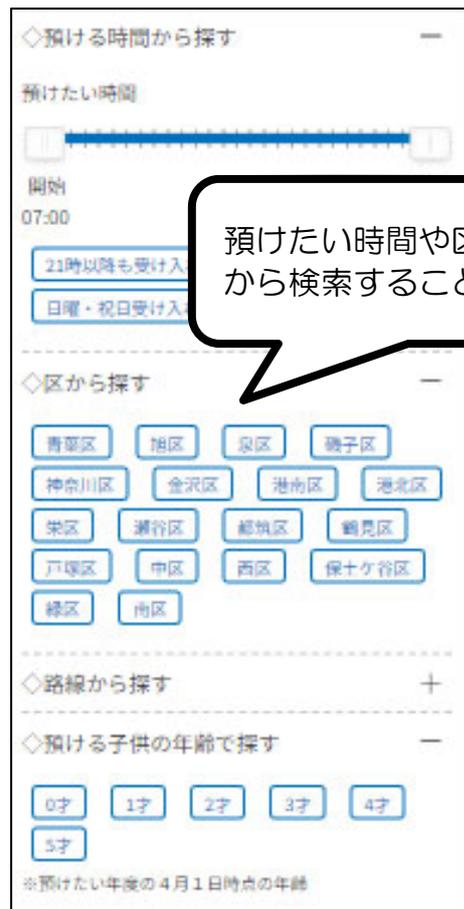
- ・横浜市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等を網羅
- ・スマートフォンでのシンプルな操作を重視
- ・写真などで園の様子がわかる
- ・わかりにくい用語について解説
- ・直近（令和5年）4月入所における一次申請時点の募集人数・申込人数がわかる
- ・専用フォームで見学申込が可能（一部の園のみ。今後、対応園は増える予定です。）

## &lt;園の検索方法&gt;



住所や駅名を入力して、  
周辺の園を探せます！

地図上にプロットされている  
アイコンを選択すると、各園  
の詳細情報を確認できます。



預けたい時間や区、路線、年齢  
から検索することも可能！

## <各園の掲載情報イメージ>

The screenshot displays a comprehensive website for a childcare center. Key sections include:

- 保育・教育方針**: A statement of philosophy regarding childcare and education.
- 園の様子**: Photos and videos showing the daily activities and environment of the center.
- 見学情報**: A calendar for 2023 July with a 'Viewing Information' section detailing dates and times for tours.
- 基本情報**: A detailed table of contact information, including address, phone numbers, and operating hours.
- 入所状況**: A table showing the current enrollment status for various age groups.
- 地図**: A map showing the location of the center.
- 年間行事**: A calendar of annual events and activities.

## ※「保留児童対策タスクフォース」について

横浜市では、希望どおりの保育所等を利用できていない方（保留児童）の詳細なニーズを把握し、要因をデータに基づき明らかにして必要な対策に繋げていくために、局区職員からなる「保留児童対策タスクフォース」を令和3年12月に設置し、令和4年4月1日時点の保留児童の申請状況等の分析を行いました。

分析を通して得られたデータや知見を活用し、きめ細かな保育ニーズを汲み取り、保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、対策を進めています。

対策の方向性のひとつに「選択枝を増やすための情報発信」を掲げており、「えんさがしサポート☆よこはま保育」は、この方針に基づき開設するものです。

「保留児童対策タスクフォース」の分析結果の詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kodomo/2022/0909\\_taskforce.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kodomo/2022/0909_taskforce.html)

### お問合せ先

こども青少年局保育対策課担当課長 大島 範子 Tel 045-671-4221

# 「よこはま子ども・若者相談室」

## 若者の悩みに応える **LINE 相談** を拡充します

### ～11月2日から“毎日”実施～

様々な悩みごとを抱える子ども・若者とそのご家族の方を対象に心理カウンセラー等、専門の相談員が LINE チャット※1 による相談をリアルタイムで受け付けています。

現在相談日は週3日(月・水・日 年末年始除く)ですが、11月2日から相談日を拡充し毎日(年末年始含む)実施します。

※1 LINE チャット

LINE 公式アカウントを開設している企業や店舗が、日常的に使っている LINE アプリのトーク機能を通じて、友だちになっているユーザー一人ひとりとコミュニケーションが取れる機能

#### 相談受付日時

毎日(土・日・祝日・年末年始を含む)  
14時から21時まで

#### LINE 公式アカウント名

「よこはま子ども・若者相談室」

#### 選べる相談メニュー

- ・友人関係や進学・就職など悩みごと全般のご相談
- ・ひきこもりに関するご相談

#### 相談できる方

横浜市内在住の子ども・若者やそのご家族

#### 相談開始方法

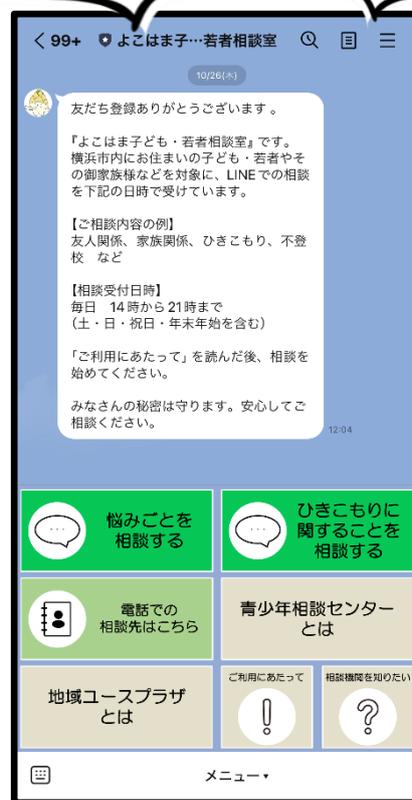
二次元コードから  
「友だち追加」をしてください。



相談は**無料**です

※通信料は自己負担となります。

秘密は守ります



トーク画面イメージ

お問合せ先

こども青少年局青少年育成課長 森脇 美也子 Tel 045-671-2297

# 若者の悩みに **LINE** で応えます！ 「よこはま子ども・若者相談室」を開設します

様々な悩み事を抱える子ども・若者のニーズに応え、  
気軽に相談ができる LINE チャット※1 による、相談対応を開始します。  
心理カウンセラー等、専門の相談員がリアルタイムで対応します。

## 相談開始日

令和5年9月10日(日)から  
※9月10日以前でも友だち追加はできます。

## LINE 公式アカウント名

「よこはま子ども・若者相談室」

## 選べる相談メニュー

- ・総合相談 …友人関係や進学・就職など  
悩みごと全般のご相談
- ・ひきこもり相談 …ひきこもりに関するご相談

## 相談できる方

横浜市内在住の子ども・若者やそのご家族

## 相談受付日時

月曜日、水曜日、日曜日(12月29日～1月3日を除く)  
14時から21時

## 相談開始方法

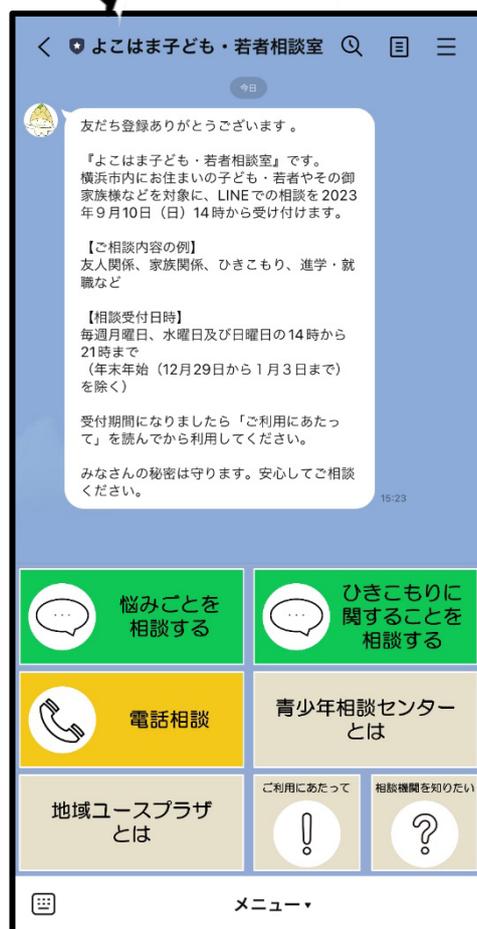
二次元コードから  
「友だち追加」をしてください。



相談は**無料**です

※通信料は自己負担となります。

秘密は守ります



トーク画面イメージ

※1 LINE チャット  
LINE 公式アカウントを開設している企業や店舗が、日常的に使っている LINE アプリのトーク機能を通じて、友だちになっているユーザー一人ひとりとコミュニケーションが取れる機能

お問合せ先

こども青少年局青少年育成課長 森脇 美也子 Tel 045-671-2297

＼横浜市全区で開催します／

# グループトーク みんなで話そう、つながろう！ 横浜での子育て

子育てしていて困ったこと、嬉しいこと、わかってほしいこと、あったらいいな  
など、子育ての本音を参加者同士で話しましょう。

横浜での子育てについて、お話を聞かせてください。

皆様の声は、次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」策定に生かします。



※カードの一例です

土日及び小学生  
の預かりを充実  
してほしい。

赤ちゃんも小学生も  
子ども同伴  
OK

未就学児  
託児あり



父親学級  
の常設化

※カードの一例です

**対 象：** 赤ちゃんから高校生までを子育て中の方・子育てに関心のある方  
【各会場先着30人（事前申込み）】

**内 容：** 子育てに関する「①困ったこと」、「②あったらいいな」などについて、お話のヒントになる「葉っぱのカード※」を使いながらグループで話し合います。

**日時・場所：** 横浜市内全18区 各1会場（裏面参照）

**お申込み：** ホームページ（横浜市電子申請・届出システム）からお申込みください。（申込期間は裏面参照）

お申込み



## 【日時・会場・申込期間】

日時			開催区	会場	申込期間
10月14日	土	10:00 ~ 12:00	南区	南区役所1F多目的ホール	9月11日 ~ 9月30日
10月14日	土	14:00 ~ 16:00	港北区	港北区役所1階健診会場(予防接種室)	9月15日 ~ 9月30日
10月21日	土	10:00 ~ 12:00	瀬谷区	瀬谷区役所5階大会議室(A・B)	9月11日 ~ 10月7日
10月22日	日	10:00 ~ 12:00	旭区	旭区役所新館2階大会議室	9月11日 ~ 10月8日
10月28日	土	10:00 ~ 12:00	中区	中区役所本館701会議室	9月11日 ~ 10月14日
10月30日	月	10:00 ~ 12:00	栄区	栄区役所新館1階健康相談室(101・102)	9月11日 ~ 10月16日
11月1日	水	10:00 ~ 12:00	鶴見区	鶴見区役所1階予防接種室	9月11日 ~ 10月18日
11月1日	水	10:00 ~ 12:00	西区	西区役所3階会議室(3B)	9月11日 ~ 10月18日
11月15日	水	10:00 ~ 12:00	泉区	泉区役所4階会議室(A・B・C)	10月11日 ~ 11月1日
11月25日	土	10:00 ~ 12:00	都筑区	都筑区役所1階多目的室	10月11日 ~ 11月11日
11月26日	日	10:00 ~ 12:00	磯子区	磯子区役所7階会議室(701・702)	10月11日 ~ 11月12日
11月27日	月	10:00 ~ 12:00	港南区	港南区役所6階会議室(601・602)	10月11日 ~ 11月13日
11月27日	月	10:00 ~ 12:00	保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所3階会議室(301・302)	10月15日 ~ 11月13日
11月29日	水	10:00 ~ 12:00	緑区	緑区役所4階会議室(A・B)	10月11日 ~ 11月15日
11月30日	木	10:00 ~ 12:00	金沢区	金沢区役所3階1号会議室	10月11日 ~ 11月16日
12月2日	土	15:00 ~ 17:00	神奈川区	神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえ	10月11日 ~ 11月18日
12月9日	土	14:00 ~ 16:00	戸塚区	戸塚区役所3階多目的スペース大A	11月11日 ~ 11月25日
12月15日	金	10:00 ~ 12:00	青葉区	青葉区役所4階401~403会議室	11月11日 ~ 12月1日

### 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

横浜市では、「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」を策定し、妊娠期から出産、乳幼児期、学齢期、青少年期に至るまでの切れ目のない総合的な子ども・子育て支援施策を推進しています。現計画の期間が令和6年度末までであることから、次期計画（計画期間：令和7～11年度）策定に向けて、横浜市子ども・子育て会議等において検討を進めていきます。

**皆様からいただく声は、今後の子ども・子育て支援施策を検討、推進するうえで大変重要なものとなります。ぜひご参加ください！**

### 問合せ先

横浜市こども青少年局企画調整課グループトーク担当 Eメール：[kd-kikaku@city.yokohama.jp](mailto:kd-kikaku@city.yokohama.jp)  
電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061